

第四十六回
参議院通信委員會會議錄第二十一号

昭和三十九年五月七日(木曜日)

午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 光村 甚助君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君

委員 植竹 春彦君
郡 祐一君
白井 勇君
最上 英子君
安井 謙君
久保 等君
永岡 光治君
横川 正市君
須藤 五郎君

國務大臣 古池 信三君

政府委員 郵政大臣 官房長 武田 功君
電気通信監理官 野口 謙也君
郵政省電波監理局長 宮川 岸雄君

事務局側 常任委員 倉沢 岩雄君
会専門員 上田 弘之君

説明員 郵政省電波研究所長 上田 弘之君

本日の會議に付した案件
○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(光村甚助君) ただいまから通信委員會を開会いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○久保等君 私、最初に、当委員會で前々からお尋ねをしておる問題で、当面の一つの焦点になっておるオリンピックのテレビ中継の問題について、郵政省の電波研究所の上田所長がアメリカへおいでになって、最近お帰りになつたようですが、この問題について、現在、アメリカとの間で話し合ひをせられた結果がどういふ状況になつておるか、お尋ねしたいと思ひます。

四月に上田所長がおいでになつて交渉せられた経過について、御説明を若干願ひたいと思ひます。

○國務大臣(古池信三君) 當委員會におきまして、今日まで、オリンピックの中継の問題につきましては、非常に御熱心に御議論をしてくださつて、まことに感謝にたえないところでございます。

先ごろの當委員會におきまして、アメリカに対して郵政省の職員を派遣をいたしたい、およそ四月のうちに派遣をしたいといふことをお約束申し上げたのでございまして、その後のアメリカの情勢もいろいろと勘案いたしまして、四月の十六日に上田電波研究所長を派遣いたしまして、上田所長は要務を終りまして五月の三日に帰國を

したのであります。その間、向こうにおきまして、シンコム二号によるテレビジョンの実験に立ち会い、さらに關係諸機關との意見の交換もしてまいつたのでございまして。

本日は、上田所長が當委員會に出席しておりますから、詳細は所長のほうから御説明を申し上げたいと存じます。

○説明員(上田弘之君) お答え申し上げます。

ただいま郵政大臣からお話ございましたように、アメリカでシンコム二号を使いまして衛星通信の実験をやりたいと思ふのでこれを見に来るようにと、こういう招待が参りまして、今回参つた次第でございまして。

行なわれました日にちには四月の二十三日、これはワシントン時間でございますけれども、四月の二十三日の午後三時から四時の間に行なわれました。

この一時間の間に行なわれました実験の結果は、NASAと、それからNBCと話し合ひいたしました結果、次のようなアナウンスメントがありました。

それは、画像は、絵の値は商業的の画像と言ふことはできないけれども、重要事項の短時間放送に対しては十分適しておる、こういうようなことでございまして、今後、こういう線でもつて、その日の結果をもとにいたしまして、アメリカ側でどういふぐあい最終的な結論を下すか考えていきたいと、こういうふうなことでございまして、結論的に申しますと、そういうよ

うなことでございまして。

○久保等君 アメリカのほうでも、五輪中継については、非常に乗り気だといふふうに伝えられておるのですが、したがって、アメリカ側のほうとしては、積極的に五輪中継が実現をするようにという空気なのか、そこらのアメリカ側の態度、そういったものを聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(上田弘之君) お答え申し上げます。

ただいまの御質問でございしますけれども、これに対しては、一般的に申しますと、アメリカなりヨーロッパのオリンピックに対する熱心というもの、日本の熱心よりは、あまり強くないというのが一般だろうと思ひます。これまでの、過去の、私自身が経験しましたり、あるいは、いろいろな人の意見を聞きまして、そういうことは言えると思ひます。

今回の東京オリンピックに対するアメリカ側の空気でございますけれども、この熱意と申しますか、そういう点について申し上げますと、初めのうちは、やはり、あまり熱がなかったように感じておりますが、特に、二つの流れがあると思ひます。

一つは、実際に技術を担当してありますNASAでございますけれども、この機関におきましては、できるだけりっぱな絵というものを送らなければならぬといふような観点から、必ずしも、このシンコム衛星がテレビの中継用につくられていないといふような

ものでありますので、非常にりっぱな絵というものが期待できないというたてまえから、非常に慎重な態度をとつてきておりました。

これに比べまして、そのほかのところにおきましては、特に、大平大臣からラスク長官に申し込まれましたような、その後のアメリカの情勢から見ますと、だんだんと熱が入ってきたと思ひます。

私が参りました当時におきましては、NASAといたしまして、今度のようないふ実験に踏み切つたといふようなことから考えまして、また、当事者が申しておることからしまして、非常に熱が入つてきておつたということが言えると思ひます。先ほどのような結論をNASA自体も認めて踏み切つたといふことに対しては、相當に熱が入つてきたといふことを申し上げてよろしいかと思ひます。

○久保等君 それで、具体的に、オリンピック自体も、これは期日もきまつておることだし、したがって、準備期間といつても、これはたはつきりしているわけですから、当然、オリンピック中継をやることについて準備を進めるとすれば、これまた具体的な準備を進めなければならぬという段階にきておると思ひ、むしろ、若干、時期的にはどうかと思ひくらの、今日、時期だと、そういう点から考えて、いまの御説明で、たいした熱意もなかったのだが、最近、だいたい熱が入つてきたといふような御報告なんです、い

ずれにしても、この前からも当委員会
で言っているように、準備期間等が、
ある程度必要であるし、したがって、
それに間に合うか合ふぬかという意味
からも、日本側としても、態度は、
はっきりする必要があるのではないか
というように、上田所長のアメ
リカにおいでになる一つの契機にも
なったと思うのです。

したがって、アメリカのほうでは、
そういう技術関係、あるいは、その他
NBCあたりの放送関係の事業者の立
場、そういったようなものを総合的に
判断して、いつごろに、このこ
との実施についての態度をきめる、踏
み切るようになるのか、そういったこ
とについては、どう判断されています
か。

○説明員(上田弘之君) お答え申し上
げます。

ただいまの問題につきましては、先
ほどの実験の直後から、アメリカのほ
うでは打ち合わせをしておりますが、
しかし、すぐ、その結論を出すとい
うところまで至りませんようござい
まして、先週から今週にかけて、相当話
が進むように展開いたします。早けれ
ば、近い将来において結論が出るかも
しれませんし、場合によれば、多少長
引くということも考えられないことは
ないと思います。そういうような空気
に感じました。

○久保等君 シンコム三号の打ち上げ
の問題については、いろいろ新聞等で
報道をせられておるところを見る限り
では、若干おそくなって七月ごろに打
ち上げられるのじゃないかというよう
な話もされておるのですが、シンコム
三号の打ち上げの時期は、一体いつご

ろだと感じお帰りになったのか。
○説明員(上田弘之君) これは実は、
五月の初めごろに、五月の五日とい
うのがほんとうのようございすけれ
ども、そのころに、初め計画してお
たようございす。

ところが、たまたま私が参りました
ちようどそのころだと思ひますけれ
ども、ケープ・ケネディで事故がござ
いまして、NASAの職員が死にまし
た、けがをいたしました、相当な事
故がございまして、それがために打ち
上げが延びたというのを聞いており
まして、六月一日以降において行な
われるであろうというように聞いて
おります。場合によれば、七月にな
るかもしれないというようなラジオ放
送が、アメリカの中でもあったとい
うように聞いております。

○久保等君 ただいまのお話を聞く
と、アメリカ側のほうでも、いまだ態
度を確定するところには至ってはい
ない。しかし、ここ近々に一
応の態度確定を見るのじゃないかとい
うような見通しのようですが、日本側
のほうでも、当然、準備その他の関係
からいって、早急に準備をすとい
う、その準備に入らなければならぬと
思ふのですが、アメリカ側の態度決定
を待って、こちらのほうとしての、何
というか、腹もきめたいという現在の
状況ですか、どうですか。ここらは、
あるいは電波研究所長の立場からでは
お答えいただきかねるなら、大臣のほ
うからでもお答え願ひたいと思ふので
すが。

○国務大臣(古池信三君) ただいま電
波研究所長から、るる御説明を申し上
げましたような状態でありま

で、アメリカ側も相当急いで結論を見
出すように努力をしてくれていること
と存じております。したがって、私
どもとしては、もう少し確実なる結
論をアメリカが出した際には、直
ちにこれに應じて当方の準備を進める
ように、今日いろいろと配慮をしてお
る最中ございまして、もちろん、こ
の秋のオリンピックの中継実験は、ぜ
ひ成功させたい、そういう念願で準備
をいたしております。

○久保等君 こちら側のほうで準備を
するとすれば、どういう準備、それか
ら、さらに、それにどの程度の時間を
要するものか、特に鹿島の実験所です
か、中継所、こういった方面の準備だ
ろうと思ふのですが、そういった方面
の今後の準備はどういうことになるの
ですか。

○政府委員(宮川岸雄君) アメリカ側
の態度がはっきりいたしました場合に
おきまして、日本側といたしましてや
るべきいろいろな問題につきまして
は、すでに態度がきまる前におきまし
ても、われわれとしては、技術的な
いろいろな調査はしているわけござい
ます。できるだけ情報を入手いたしま
して、シンコム三号をもし使えとい
うことになったとき、日本側において
はどのような送信機を準備するか、ど
のようなアンテナが必要であるか、あ
るいは、その場合における画質はどの
ようなものが大体考えられるか、ある
いは、それを置いた場合に、区域とし
てはどういうところが混信その他にお
いて有利であるか、そういうような、
われわれとしてできます範囲内におき
ましての準備というものは、技術段階
としては用意しておるわけでありま

す。現実にシンコム三号の使用が可能
ということになりましたならば、省と
しまして、機械の製作ということに焦
点を置いて準備をしていきたい、こ
ういうことございす。

○久保等君 先ほどの上田所長のお話
があったように、かりに七月ごろに打
ち上げられるというようになつた
ても、そういったことの準備は十分で
すか、六月ないし七月になつた場合。

○政府委員(宮川岸雄君) 先般来のこ
の国会におきます御質問に答えまし
て、準備製作というようなものに約六
カ月間を要するというのを申し上げ
ておいたわけございす。それが、それ
はいま申しましたような、前もっての
準備というな、調査というようなこ
とを含めてあったわけございまして、
まずこの六月初旬、中旬ころまでに
はつきりしたものが来ませんと、製作
の期間からいって、ちよつとむずかし
くなつてくるのじゃないかと、そ
んなふうな考えております。

○久保等君 その中継、こちらのほう
での送信なり、あるいは受信設備等
を使う場所は、鹿島の電波研究所の実験
所をお使いになるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) その点につ
きましては、目下、どちらが立地条件
がいいかというような点を検討中で
ございまして、なお最終的な結論は得
ておりません。

○久保等君 その検討中というののは、
シンコム三号の性能といひますか、そ
ういったようなものが十分にはつきり
しないと、いま言った十王国際電電の
宇宙中継所を使うか、こちらのほうを
使うか、鹿島のほうを使うか、わから
ないということですか。

○政府委員(宮川岸雄君) シンコムの
性能がはつきりいたしましたならば、
当然すべてのことがはつきりするわけ
でございすけれども、シンコム二号
の性能、あるいは現在まで入手してお
りますシンコム三号の性能から考えま
して、大体アンテナの大きさはどのく
らいであるか、送信の出力はどのくら
いのものが必要であるかということ、
それから送信の場合におきますマイ
クロウェーブの問題もございすし、
さらに、出しました電波を受信しまし
て、それをチェックしながら送信しな
ければならないわけございす。その
受信の設備というものが、送信の
設備と近いところにあつたほうがいい
かというようなこともございすし、
また、その受信の設備というものは、
相当これは送信機以上に特別な受信機
を要しますので、そういうようなもの
を置くとしたならば、鹿島のほうが
いいか、十王がいいか、そういうよう
な問題、あるいは送信機を新しくつく
つた場合におきましても、既設のもの
の改造で済むか、新しいものをつくる必
要があるかという、そういうようなこ
と、できるだけ、われわれとしては
調査を進めておる次第でございす。

○国務大臣(古池信三君) 関連して申
し上げますが、御承知のように、従
来、これらの問題につきましては、郵
政省が中心となりまして、電信電話公
社、国際電信電話株式会社並びにNH
K、この四者が常に緊密な連絡をとり
ながら、技術的にも十分検討を加えて
やってきております。その結果、昨年
のアメリカからのテレビを受信した
り、あるいは本年に入りまして送受
信、また、ヨーロッパに対する送信も

成功を見るに至ったのでありますが、この秋に行なわれますオリンピックに對する措置といたしましても、この四者はあくまでも従来どおり緊密な連絡をとりながら、万全の措置を講じてまいりたい、かような次第でございますので、ただいま電波管理局長からお答えいたしましたような、技術的問題について、あくまでもこの四者の間で十分意見を交換して、万遺憾なきを期してまいりたい、かように考えております。

○久保等君 送受信機の製作その他いろいろ経費もかかることだと思ひますが、予算的には、どの程度の予算で間に合ふのですか、日本側のそういう送受信関係の準備だけの予算としては、

○政府委員(宮川岸雄君) これは送信機を改良いたします場合と、送信機を新しくつくり出す場合とで相当違ふのでございます。それから、また、アンテナを、既設のアンテナを使うか、新しいアンテナをつくるかということによつても相当違ふのでございまして、幅といたしましては、一番簡単に送信機の改造ということならば、二、三千万円程度で済むかと思ひますが、送信機を新しくつくり、あるいはアンテナをつくるというふうなことになりますと、まあ一億以上ということになるかと思ひます。

○久保等君 この中継は、シンコムの性格その他からいって、実験程度の段階を出でないであらうというお話ですが、したがって、それこそ、相当な長時間実況を中継するということは期待できないようですが、せいぜい十五分か二十分、二、三十分程度というふうに伝えられてゐるのですが、そういうことなのかどうか。

それから、そういうことになつてくれば、当然、アメリカとの間における経費の分担云々という問題もあり出ることではないかという事になるのではないか、日米間における経費分担なんかの問題については、どういうことになるのですか。

○國務大臣(古池信三君) 今日までもたびたび委員会その他でさうなお話が出ておりますが、私としましては、この問題がもう少し具体化されてこないことには、費用の問題をどうするかという事までは、話は至らないと考えております。したがひまして、今日まで費用問題については、私は何ら申し上げておらないのであります。

が、アメリカ側からも、ただいままでのところ、費用について日本側に対して要求などというふうなことは参つておりません。したがって、私どもとしては、かような時点において、費用を分担するとかしないとかというふうな話を持ち出すという事は、非常に先づきしたことはなからうか、こう考えまして差し控えております。将来、もしもアメリカ側から何らかの意思表示がありました場合には、それに基いて十分に検討をしてまいりたい、こう思つております。もちろん、先ほど来お話ししました日本側における送信設備は、これは日本の設備でございすから、これに対する費用は、日本側において支出することは、これは申すまでもないことでございます。

○久保等君 その問題でですね、大臣のずっと前からの御答弁から全然変わつていないのですが、まず、日本側が経費を持つた持たないかということについては、先づきしてきめることはできないということなんです。が、むしろ、私は、日本側の態度というものは、はつきりできるのではないかと思ひますがね。また、ある程度はつきりすべきではないかと思ひます。向こうのほうから何も言つてこないからきめられないと言ふけれども、いまの大体、準備状況の、お聞きする範囲内においては、これは前から言ううちに、きつめて限られた短期間に、やるとすればやらざるを得ない。やらないなら、これは一番あつさりしてゐるんだけれども、まあ、さうもいくまいという情勢があるだらうと思ふのですが、もちろん、日本の国内における送受信等の設備の費用は、これは当然日本側が負担するとして、じゃ、一体、アメリカのシンコムを打ち上げることについても、若干でも日本側が負担するということになつてくると、これは相当問題があるのですよ。だから、そこらのはつきりできるのじゃないか。アメリカ側から要求があつたら、事と次第によつたら費用を負担してもひとつ中継してやろうというふうにお考えなんですか。そこらのことは、むしろ、日本側自体の判断として、私は、はつきり態度をきめたいかと思ふのですが、ね、特に商業放送という問題じゃないやうですから。商業放送ということになると、これはいろいろ商業ベースの立場から計算もしなければならぬだらうし、簡単に結論は出ないかもしれぬけれども、そういうことじゃなくて、実験的な形でやろうということであるならば、それに対して日本側が予算、経費の問題に対して、一体どうい

う態度で対処するかということについても、相手方の出方といつても、相手方自体があまりはつきりしないような話なので、特に画像を送る立場の日本側で、オリンピックを放送する立場なんですから、受けるほうの立場がはつきりしない限りは、どうも予算問題についてははつきりしないというところでは、ちよつと自主性がなさ過ぎるし、実験といふことを前提にしてやるなら、相当はつきりした態度を立てられるのじゃないですか、大臣。

○國務大臣(古池信三君) 先ほど来申し上げておりますように、この費用の問題は、今日まで何ら議題になつておらぬわけでございます。

それから自主性というおことばであります。この通信衛星を製作すること、また、その通信衛星を打ち上げること、これはもう全くアメリカの自主性によるところでありまして、われわれとしては、これをつくることもいたしませんし、いわんや、打ち上げることもしないわけでございます。それから、それらの費用について、こつちから費用を分担しますというふうなことを、さう考へております。

○久保等君 まあ、特にこちらのほうで積極的に費用を負担してやるといふ申し出をしないと言つてゐるわけでもないし、すべきであると言つてゐるわけでもないのです。

ただ、問題は、特に、この前、大臣からもお話があつて、アメリカとの間に文通といひますか、手紙で接触を保つておるような話があつたのです。が、今回、上田所長がおいでになつたけれども、単にこれだけのことで行つたのじゃないかと思ひますが、先ほどのお話ですと、シンコム二号の実験をアメリカから見にこぬかというふうなお話があつて見に行かれたというふうな話ですが、その話は一体、その後どうなつてゐるのか。向こう側としては、その後、何らの意思表示がない。先ほどの話を聞くと、シンコムの実験の見学に行つた、視察に行つたという程度の域を出ないので、向こう側の五輪中継に對しての意思表示というものはどういふ形でなされておるのか、なされておらないのか。せつかく、おいでになつたのですから、そこらところは、ある程度、相手方の腹、考え方、もわかつただらうと思ひます。また、そのことのために私はおいでになつた理由もあるだらうと思ふのですが、だから、そこらの相手方の考え方というものを確かめるなり、折衝せられる目的をもつて所長が行かれたのだらうと思ふのですが、ただ、先ほどのお話だと、近々に相手方の態度もきまるだらうというお話だったので、日本側に対して一体、どういふ希望なり意思表示をされておるのか、されておらないのか。そこら辺のことは、どう判断されておるのですか。

○國務大臣(古池信三君) 日本側から、オリンピックの情景を通信衛星を通じて中継をして放送したいというその意思表示は、たびたび今日までやつております。

それから上田研究所長が参りましたのは、第一には、シンコム二号による実験に立ち会ふということが目的であります。同時に、また、このオリンピック中継についても、アメリカに對してこちらの希望を述べ、また、アメ

リカ側の考え方も聞いて意見を交換してくるというところが、その目的の一つになっておたわけでございます。

先ほど研究所長から御報告申し上げましたように、まず第一のシンコム二号による実験の結果としては、大体成功であったということでございます。それから、この技術的な成功というものを基礎にしてアメリカ側が今後どうするか、シンコム三号を利用するか、あるいは、この二号を移動させて利用するかというふうなことに付いても、アメリカ側はまた関係機関が集まって相談する必要はあらうと存じます。そして、その関係機関の相談は比較的早い時期に行なわれて結論が出されるであらうという話を研究所長が聞いて帰ってきておりまゝですので、もうそう遠からずアメリカの態度というものは決定してこちらに通知があるものと、かように考えております。

○久保等君 だから、もう少しこちらの希望もはっきり、私は、向こうのほうに伝えるべきじゃないかと思う。また、おそらく、伝えてあるのじゃないかと思うのです。要するに、いつごろまでにはつきりしてもらわなければ、こちら準備の都合もあるからやれないのだ。何か自然現象みたいな、向こうの意思次第で、何だか、こうするようになっておるようなんですが、こちら側としては、都合もあるし、準備もあるのだから、いつごろまでにはつきりしてもらわなければ中継もできかねるというように、こちら側としての考え方なり気持ちというものは、ある程度まとめられてアメリカ側に表示をされたのですか、されなかったのですか。

○国務大臣(古池信三君) 日本の希望というものは、すでにラスク國務長官に對しまして正式に申し出ております。また、技術的には、今日まで随時、電報あるいは書面をもって意思表示をいたし、さらに、今回、電波研究所長がアメリカに参りまして、詳細に打ち合わせをしたわけでございますから、その際に、ただいまの準備期間等についても、相手方もその方面の専門的な技術者でありますから、十分理解をしてくれるものと考えております。その上で、向こうの結論を急いでもらうておることと考えております。

○久保等君 急いでくれているものだろうと思うという御答弁、どうも聞いておいて、きわめてたよりない御答弁のようにしか受け取れないのですが、先ほど電波監理局長のお話にもあったように、もし改造程度で済まない、送信機にしても、あるいはパラボラあたりにしても、これを根本的に全面的につくるといふことになる、半年程度は要するだろうというふうなお話もあるのですが、そうなるにつれて、これ自体についての見通しも、改造で一体いけるのか、それとも、全面的につくり直さなければならぬのかというこちらの判断も、これは早急につけねばならぬ段階にあるのです。むしろ、若干おそきに失しておるような感じがしておるのですが、だから、そうなるにつれて、改造といった場合には何カ月ぐらいい、あるいは根本的につくれば何カ月ぐらいいというふうな、二通り、三通りの、大体準備期間というものは、こちらのほうで最小限必要な期間かあるだろう、だから、それなら、それを向こう側に伝えて、向こうの、とにかく、シンコム三号なら三号そのものの性格その他の問題についても、できるだけ、こちらのほうでキャッチをしなれば準備もできないさうだから、そういうことこの準備をする、よほどざつとばらんの、それこそ話し合いをされる必要もあるだろうし、こちらの意向も伝えて、いま大臣の答弁せられた程度で、きわめて自信のないような話になくて、もう少し具体的に相手方も意思表示できさうなものだと思ふし、また、しなければ私は準備できないのじゃないかと思ふのです。せつわさおいでになったのだらうと思ふのです。当委員会でも、文書のやり取りだけでは、隔靴掻痒の感がある、なかなか事が運ばないのじゃないかということを申し上げたことがあるのです。何か、やっぱり相手方の意向待ちといったような答弁の域を出ないのですね。けれども、幾らお尋ねしても具体的な御答弁できないとすればやむを得ないのだらうけれども、もう少し具体的にこちらの意思表示をされたわけじゃないのですか。もう少し念のためにお尋ねします。

○説明員(上田弘之君) お答えいたします。日本としては、今度のオリンピック中継に對しましては、ぜひとも実現してもらいたいという希望を先方にも伝えておりました。これまでも、大体きまりまして四カ月くらい時間が必要であるというふうなことは、先方にも伝えてあります。そういうことでございまして、アメリカ側としても、できるだけそれに間に合うように結論を出すように急いでくれている、そういうふうな感じを抱いて帰ってまいりました。

○久保等君 相手方の責任ある立場の人と、はつきりした意思表示の交換をせられたのか、せられないのかも、どうもいまの説明だと、はつきりしないのですが、大臣にお尋ねしますが、上田所長を派遣したのは、シンコム二号の、とにかく実験の見学といふことが、視察で行くことを主たる目的として派遣したのか、それとも、当委員会からお尋ねしておるように、オリンピック中継の問題についての折衝を中心として派遣をされたのか、どちらなんです。

○国務大臣(古池信三君) 先ほど私が御答弁申し上げましたように、目的は二つありまして、一つは、たまたま向こうにおいて行なわれるシンコム二号の実験に技術的に立ち会うということ、もう一つは、オリンピックの中継を促進するように向こうに折衝する、このことが目的でございました。これは先ほど来、たびたび熱心に久保委員から御主張がございまして、私も、久保委員のお気持ちは十分わかるのでありますけれども、この問題は、やかましくいえば、アメリカ側としては、何もシンコムなり、その他の衛星を上げてオリンピックの中継を受けなければならぬという義務があるわけでもありませんし、また、こちらがそれを強く要請するという法律的な根拠も何にもないわけでございます。ただ、将来の国際的な親善あるいは相互理解、大きくいえば世界の平和に役立つであらうというふうな観点から、また、技術の開発の上においても大いに得るところがあるであらうというふうな

な点から、アメリカの友誼に訴えて、ぜひこれを成功さそうじゃないかという話を持ちかけておるわけでございますから、必ず、いつまでに返事をよこせとか、どうしろというふうなことは、どうもこれは言える立場ではないのであります。したがって、当方の事情を十分説明しながら、一日も早く向こうの結論を出してもらって実現ができるように折衝する、こういう以外には、どうも御返事のしようもないわけでございます。

そういう意味においては、私は、確かに上田所長の今回渡米いたしましたことの目的は、ある程度達成されたもの、こう認めております。アメリカ自身においても、おそらく、関係機関が相談をして、結論を出すまでは、アメリカ国としての意思も決定し得ないのではなからうか、かように考えております。

○久保等君 しかし、ものごとをやはり実行して実現さしていこうということになると、もう少しきちんきちんと相手方の意思も確かめ、こちらの意思も伝えながら話をまとめていかなければ、ものごとというものは成就しないだらうと思ふ。私が申し上げておるのは、また前々から申し上げておるのも、何も、何が何でもどんな犠牲を払ってもいいから、ぜひひとつ実現するように努力したらどうかということまで申し上げておるわけじゃない。できれば、オリンピックという歴史的なこの実況を諸外国に同時に中継できるということならば、技術的にはもちろんのこと、それこそ、世界親善もさることながら、いろいろな意味において非常に有意義なことだと私は思うの

な点から、アメリカの友誼に訴えて、ぜひこれを成功さそうじゃないかという話を持ちかけておるわけでございますから、必ず、いつまでに返事をよこせとか、どうしろというふうなことは、どうもこれは言える立場ではないのであります。したがって、当方の事情を十分説明しながら、一日も早く向こうの結論を出してもらって実現ができるように折衝する、こういう以外には、どうも御返事のしようもないわけでございます。

です。しかし、相手のあることでありますから、それこそ、相手そのものが熱意がないのに、日本のほうだけが犠牲を払って、何でもかでもやるべきだという考え方を私はしているのじゃないのです。しかし、アメリカのほうでもまんざらでもないというようにいろいろ伝えられておりますから、それならば、早く向こうと積極的に折衝してみ、だめならだめ早く見直しをつけたらどうかという話を前々から申し上げているのであります。したがって、経費の負担がどうかとかいいうことも、これも私は、はっきり話をしなければならぬ問題でありますから、それはそれで一つ一つ相手と折衝してけじめをつけていく必要があるのじゃないかと思っております。大臣の言われるように、何か金の話を持ち出すのは、いかにも持ち出しにくいような、相手が言わないのにこちらから言うのは……、これは謙譲の美徳か何か知らないが、そういうことではないと思ひます。こちらのほうでも、予算の関係がありますし、上田所長が帰ってこられて、新聞記者等が西村次官に会ったときに、次官談話みたいなものを新聞に発表されているが、次官は、それならば、ひとつ予算的な措置を講ずるつもりだということなところまで、新聞記者団に発表されているところ、先ほど来における大臣なり上田所長の御説明だと、だいたい私は、ニュアンスの相違があると思う。だから、何か、アメリカの意向自体がはっきりしないから、ずるずると来ているような感じだし、相手方も早急にこちらの気持ちを察して結論を出してくれるものと

期待しているというような話なんです。が、何も特別に日本がどうしても放送しなければならぬという性格のものではないと思ひます。あまり無理をするならば、これはしないほうがいいと思ひます。中止せざるを得ないと思ひます。それならそれでいいから、私のお尋ねしている趣旨なんです。だから、何とかひとつ嘆願してでも、向こうのほうで便宜をはかってくれて中絶してみたいのだというところまで考える必要はないと思ひます。だから、そこところは、私の気持ちを十分に理解してもらいたいと思ひます。が、いずれにしても、おそらく、当局としてもお困りになるのじゃないかと思ひます。準備その他、特にその衝に当たられる立場からいえば、相手がはつきりしないのだから、一体どの程度のことをやっていいのか、しかも、世論という一般的なアピールされておいて非常に期待が持たれているようだし、ところが、御本尊のアメリカのほうでは、さほど熱意があるわけでもない、何か一人相撲を取っているのじゃないかという感じがしないでもない。だから、やはりそこは、当局としても、はつきり意思表示をするところは意思表示をして、判断するところには判断される必要があるのじゃないか。これは先ほど来のお話以上の答弁が具体的に聞けないとすると、お尋ねしても、あまり意味がないから、私は質問を打ち切りますが、ただいま申し上げたように、もう少しはつきりされるところははつきりしていく必要があるのじゃないかというふうに考えます。

○國務大臣(古池信三君) 私、今日までたびたび申し上げておりますように、本年の日本におけるオリンピック大会は、これは画期的なものでもございまして、この情景を、幸い、通信衛星を中継としてテレビジョンを送ることに成功いたしておりますから、この秋においてもぜひ成功をさせたい、こういう熱意に最初から燃えているわけでありまして。現に日本はもう昨年来、特にオリンピック・ブームと言われるぐらゐに、あらゆる問題がオリンピックに関連を持って非常な国民的な熱意が盛り上がっております。御承知のとおりでございます。しかし、冷静に考えてみますと、日本こそ、こ

カ側の熱も相当高くなつてきておる、こういうふうには私は認めております。もつとしっかりした返事を早くとつて準備を進めるべきじゃないかという御意見は、ごもっともなことでも、もちろん、それは私は、何ら反対をするものでも、異議を差しささるものでもございませぬけれども、何しろ事情が、先ほど来申し上げたように、すべて衛星の製作なり打ち上げは、アメリカに依存しておるわけでありまして、十分理解を深めながらアメリカ側に交渉を続けておると、こういう段階でございます。

○國務大臣(古池信三君) 将来においてきような面について御協力をお願いするようなことがあるいは起るかもしれないけれども、ただいまの時点においては、まだそこまでこの問題は進んでおらないと、こういうふうにお考えいただきたいと思ひます。

○久保等君 それでは、その問題についてはその程度にきょうのところはしておきます。

次に、特に電波関係で、これは主として東南アジア方面になるかと思ひますが、電波関係の技術協力の問題、そのことについて、若干お尋ねをしたと思うのです。

年々技術協力の面も、最近では国際関係が、行き来がひんぱんになり、また、連係が緊密化されてまいると同時に、この方面も従来よりもだんだんと技術協力の度合いが深くなつていっておると思ひますが、政府ベースでやられておる技術協力の現状、特に昭和三十八年度あたりについて、具体的なひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

技術協力といっても、いろいろ種類もあるだろうと思ひますが、そういった種類別に、どう技術協力の面で、日本が三十八年度の場合について努力をせられたか、その状況についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいま御質問の海外技術協力と申しますものは、これを分けまして、研修生の受け入れの問題と、それから専門家を派遣

いたしましていろいろ指導する、こういう問題と、在外といいますが、向こうの国におきまして設備を持ちまして訓練をするといったような、いわゆる現地における実際の技術協力、この三つに分けられるかと思うのでございます。

ただいまの御質問の三十八年度の状況について御説明申し上げますと、三十八年度におきましては、研修生のほうは、全部で五十二名の研修生を受け入れております。地域別に見ますと、やはり東南アジアというのが多いのでございます。これが三十九名、続いてそのほかの諸国ということになっております。

それから研修のテーマにつきましては、電波関係といしましては、やはりテレビジョン放送という問題、これに對する技術的な面、あるいは番組製作をどういふふうにするか、あるいは教育放送というふうな問題、こういうようなことが研修のテーマになっております。

その研修生の受け入れ方につきましては、個別に個人を受け入れる場合と、集団で受け入れる場合というのがございます。三十八年度から集団研修というのを始めたわけでございます。これは非常に一度にたくさんの方を研修することができまして、非常に研修生の相互の理解というふうなことも深まりまして、非常に効果をあげておるわけでございますが、三十八年度からは、その集団研修を始めまして、その内容といたしましては、教育番組の問題、あるいはテレビジョンの番組の問題、テレビジョンの技術の問題、こう

いったような三コースを二カ月間くらい実施いたしておるのでございます。それから専門家の派遣でございますが、三十八年度に派遣いたしました専門家は合計六名でございます。インドネシア、タイ、マレーシア、エルサルバドルというふうなところに派遣しております。なお、そのほかにも若干派遣中でございますが、テーマといしましては、やはりテレビジョン放送局の建設の問題とか、そういったことに對する技術指導、それからやはり番組製作の指導、そういったようなことになっております。各国別の状況は、もし御質問があればお答えいたしたいと思います。

それから在外技術協力の問題でございますが、三十五年度に、タイ国に電気通信訓練センターというのが設置されておるのでございます。これはいままで主としていわゆる一般の電気通信だけを対象としておつたのでございますが、これにつきましては、三十九年度から新しく放送関係の訓練コースを設置したいということで話がまとまりまして、三十八年度中に、約二千四百万円をラジオ、テレビジョンの放送技術の訓練のための必要な機材、そういったようなものを供与しております。

以上のようなことは、外務省、それから、その実施の機関となつております海外技術協力事業団というふうなところと密接な連絡をとりながらやっておるわけでございまして、また、受け入れた場合の研修というふうな問題につきましては、主としてNHK等に委託してこれを実施している。

以上が、大体三十八年度の状況でございます。

○久保等君 ただいまのお話のあった海外技術協力ですね。外国の現地にいろいろ施設がある、その施設に對する技術的な援助、あるいは、ただいまのお話だと、機材等、何か供与せられたようなお話もあるのですが、そのほかにも、技術者を派遣せられて、それでいろいろサービスの提供といひますか、在外施設、海外にある施設そのものに對する技術的な援助なんかをせられておる面もあるんじゃないかと思ひます。それからまた、その専門的な機関といひますか、何か具体的におやりになっておること、もう少し詳しく御説明願えませんか。

○政府委員(宮川岸雄君) 在外におきましては、長期間にわたつて設備を置きまして、そこでいろいろな技術指導あるいは訓練を行ないますのは、現在におきまして、タイ国における訓練センターがあるわけでございます。そこには、それに必要な教材、あるいは事業に必要な施設というものを送つておるのでございます。そのほかの問題は、いわゆる専門家を必要に応じまして派遣いたしまして、そうして、その国のたとえばテレビジョンの今度、局の建設をしたいが、どういうふうなチャンネル、プランをつくらうか、あるいは、あるいは、どういうふうな局をつくらうか、あるいは、あるいはテレビジョンの放送を始めたが、番組はどういうふうにしたらいいであらうか、そういったような実際の点の指導というふうなことをやるのが、専門家の派遣でございます。専門家の派遣につきましては、たとえばインドネシアには、テレビジョンの技術、番組製作の指導に二名行つてお

ます。タイ国には、ラジオ、テレビジョン技術の教育に二名、マレーシアには、受像機を中心とするテレビジョン技術の教育に一名、それからエルサルバドルには、国立工業学校における放送技術の教官に一名、そういったような形で現地に専門家を派遣いたしまして、向こうのいろいろな計画等に對する指導をする、こういうことでございます。

○久保等君 海外技術センター、これはタイにあるセンターですが、これは何ですか、先ほどお話のあった専門家の派遣のその方が駐在してやつておるか。また、別に技術センターには何人か駐在員がおられるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 訓練センターには訓練センターとしてのその土地に、はつきりしたことを覚えておるませんが、二年なり三年という長期間を限りまして、そこに定着いたしまして訓練をするいわゆる教官、学校の教官といった形でそこに行きまして、その先生になつて、次から次へと教えた学生に對しまして、次から次へと教授をする、こういうことでございまして、これはタイ国の訓練センターだけ、いまそういうことができるようになっております。

○久保等君 何人くらい技術センターにおられるのですか、こちらから。

○政府委員(宮川岸雄君) 先ほど御説明いたしたように、電波関係のほうにふえましたのは、三十九年度からなつております。一般の電気通信関係でございますが、これは主として公社のほうの関係から専門家が派遣されておるようでございます。これは私の所管でございまして、詳しい数字

を知らないのですが、電波関係のほうは三十九年度から始めることにしておまして、まだ詳しい具体的な――総合的に人間が計算されておりますので、いまここでちょっとその電波関係だけについて何名ということとはちょっとお答えできかねますが、なんでしたら監理官室のほうに。監理官がおられますから。

○政府委員(野口謙也君) タイの訓練センターは、すでに先ほど監理局長から御説明いたしましたとおり、三十五年にできておりますが、従来公社から、それからKDDから八名、そこに今度テレビのコースをつくるというところで追加されてきたわけでござい

○久保等君 まあ、いまのところ、まだきめてないわけですか、電波関係。

○政府委員(宮川岸雄君) 二名程度の予定でござい

○久保等君 まあ今後の見通しといひますか、趨勢ですね。三十七年度、それから三十八年度比較してみても、相当海外の専門家を派遣の数字等を見て、多くなつてきつたようであるが、現地あたりの、おそらく、要望としても、強い要望がある点から考えると、将来ますますこういつた面も盛んになつていくのじゃないかというふうな考えられるのですが、実際やつてこられた経過からして、特にまあ東南アジア方面の気持なり、今後に對する希望等といったものはどういう状況ですか。

○政府委員(宮川岸雄君) いままで電波関係におきましての研修生の受け入れとか専門家の派遣というふうなことに關係いたしました方面から申します

と、この海外技術協力は、いわゆる開
発途上にあります国々にとりまして、
非常にいい結果を与えておる。日本に
参りまして、日本の技術の非常に高い
ところに触れまして帰りました。その
次にはそういうところにはまた行こう
じゃないかというようなこともござい
まして、非常に希望もふえておりまし
て、先生のおっしゃいますように、好
結果をもたらす、また、今後このまま
の状態ですばるならば、これはふえ
ていくべきものでございます。諸外国
からの、そういう国々からの希望もふ
えておると、こういうふうに見ており
ます。ただし、予算関係その他につき
ましては、まあ、そういうことを外務
省と話し合ひまして、外務省のほうで
所管しておるわけでございます。

○久保等君 まあ、いま予算のお話が
出たのですが、予算関係という、全
部政府のほうとしては外務省関係に組
まれておるのですか。郵政省のもの
では、予算上は、全然そういう予算
は計上せられておらないと思うので
すが、どうなんでしょうか。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波のほう
につきましては、私よく存じませ
んが、郵政省関係としては、予算は組
まれておりません。

○久保等君 まあ非常に海外におけ
る、しかも、どちらかというと低開発
国、まあ、こういう方面では、こう
いったことについて強い熱望を持って
おると思うのですが、なかなかその要
望に沿ひ切れないという、むしろ私は
状況じゃないかと、こう思うのです
が、まあ、これは非常に一つの重要な
問題だと思ふのですけれども、今後、
海外技術協力をどう推進していくかと

いうことについては、相当高い立場か
ら十分に考えていかなければならぬ問
題だと思ふのです。

ところが、この問題も、ただいまお
話にあつたように、予算的にいへば、
外務省の所管、ところが、技術関係に
ついては、外務省はこれはもう全くず
ぶのしろと、まあ、そこにも機構
的に何か私はもう少し考える余地が
あるんじゃないかと思ふのですが、要
するに、ばらばらで、しかも、個々の
海外技術協力の技術屋さんの問題一つ
取り上げてみても、これまた、NHK
もあり、あるいは民間もあり、いわば
各会社が会社の商業上のベースで考え
られていて、範囲内を出ないんじゃない
かと思ふのですが、そういうことにつ
いても、非常に一つの問題だと思ふ
のです。したがって、こういうこと

についても、政府として、私は、やは
りもう少し何か統一的にこういう問題
と取り組み、積極的に進めていく必
要があるんじゃないかと思ふのです。
いまの電波監理局長の立場なり、ある
いは電氣通信監理官も、そういう点で
は関係があるのかもしれないが、こ
れらで要望があるのに対して、研修生
を若干受け入れたら何かしてやられて
おるのだけれども、なかなか十分な希
望にも沿ひ得ない状況じゃないかと思
ふのですが、こちら、もう少し強力な
何か方法が考えられなきゃならぬじや
ないかと思ふのですが、このことあた
りについて、専門家の立場の局長な
り、あるいは監理官あたりのところで、
どういうふうにお考えになつておる
のか。もちろん、政府としての強力な
施策を打ち出していくのには、政府自
体がもう少し、局長だとかなんとかい

うところじゃなくて、当面の問題とす
れば、やはり郵政大臣のところあたり
で十分に考えていかなければならぬ大
きな問題だと思ふのです。兩だれのし
ずくくらいに、ぼとりぼとり海外技術
協力の問題について対処しているとい
う程度を出ないのじゃないかと思ふの
ですが、どうでしょう。

○国務大臣(吉池信三君) この問題
は、全くお説のように、きつめて日本の
海外技術協力のやり方というものが十
分でないということは、私も非常に残
念に思つておるわけでありまして。御承
知のように、アジアのいわゆる後進国
に対する技術協力あるいは経済協力の
問題は、具体的に申しますと、コロン
ボ・プランののちとつてやっております
が非常に多いのでございます。そのコ
ロンボ・プランによりましますと、日本
あるいは豪州、またアメリカ、カナダ
等は援助をするほうであつて、他の国
はほとんど援助を受ける側の国になつ
ておるわけでございまして、これらの
国の様子を見てみますと、残念なが
ら日本は非常に少ないのでございま
す。

そこで、昨年、私またまコロンボ
会議に出席いたしました、実情を見て
まいつたのでございまして、タイ国
では、先ほど政府委員から御説明申し
上げましたように、通信の訓練セン
ター、これは非常に成功いたしており
ます。あそこには通信のほか、あるいは
土木であるとか、農業であるとか、あ
るいは衛生、医学関係の技術者も日本
から行つていろいろと協力をしておる
のであります。私の見るところでは、
通信関係の訓練センターが一番成
功しておる、あるいはまた、何こうの

国の人からもらいたいへん喜ばれておると
いうふうに見てまいりました。所長以
下非常に熱心に、ほんとうに向こうの
国の人とくち合つて、ともにセンター
で仕事をしております。電波関係はま
だ始まつておりませんが、電波関係は、一
般の電氣通信関係につきましては、その
中に教室を幾つか設けてまして、そこ
でタイの国の若い人を集めて、日本から
行つた人が先生になつて教えておるよ
うに存じます。さらに、土地等もタイ
の国が提供して拡張計画があるという
ことも聞いてまいりました。

どうしても、これに対しては先立つ
ものはやはり予算でございまして、
いまコロンボ計画関係は、一括して外
務省が担当しておるわけでございま
す。私は、昨午向こうから帰りまし
て、閣議の席においてその情勢を詳し
く報告をし、同時に、日本はもっと力
を入れて海外の技術協力をせねばなら
ぬということを力説しまして、閣議で
も各閣僚十分に認識をし了承してく
れておるわけであります。が、しか
し、具体的な数字になりますと、い
まだ豪州あたりに比べまして、非常
に日本が劣つておるという状況であり
まして、これは向こうに日本から指導
に行く場合もそうでありまして、こ
ちらが受け入れて向こうの人が研修
のために来るといふ人の受け入れ態勢
の予算についても、非常に日本は少ない
ように考えております。政府として
は、今後十分にこの問題をより重要視
しまして、予算もできるだけつけるよ
うに、政府の一員として努力をしてい
きたいと、こう考えております。

○久保等君 大臣のいまお話しになつ
た点は、私も全く同感だし、私もかつ
てセイロンのほうに、いまから八年ば
かり前に行つたときに、セイロンの国
で、約百名近い農業技術者を養成する
ために西ドイツのほうに派遣をしてお
るという話を直接聞いたことがあるの
ですが、いまから十年近くも昔の話で
すが、これは農業技術の問題ですが、
非常に西ドイツあたりがセイロンに対
して農業技術者の養成について、もち
ろん一切の経費は西ドイツ負担で養成
をされておるといふようなことを具体
的にやつておるのを、日本の当時セイ
ロンに駐在していた結城大使から私、
直接聞いたことがあるのです。

こういった点を考えてみても、東南
アジアで日本が果たすべき役割り、私
は、技術関係の問題については、これ
は特に、通信委員会ですから、電波関
係の問題だけに引いて申し上げてい
るのですけれども、やはり技術協力の面
でもう少し積極的に果たす責任がある
のではないかと思ふのです。

そういう点から考えると、大臣のお
気持ちは、全く私もけっこうだと思
ふのですが、ただ問題は、そういう気
持ちは具体的な施策として一体推進で
きるいま状況にあるのかどうか。それ
はたとえは、私は機構的な問題も一つ
あると思ふ。いまの郵政省のような組
織形態で、電波行政の問題について、
私は国内問題についてもこれからまた
お尋ねしてみたいと思つておるのだ
けれども、これは海外面の電波行政の
一部というのか、電波行政を預かる郵政
当局の一つの大きな問題だと思ふの
です。これは国家的な大きな使命であ
ると思ふのですが、こういう点も考え
ると、いまのような状態では、大臣の気

持ちは気持ちとして、なかなか具体的には推進できないのではないかと気がするわけなんです。まあ政府全体がもう少し熱意を持つということも必要でしょうが、同時に、それにはそれなりに、組織的にも、機構的にも、それが推進できるようなことをやったり考えなければならぬじゃないかと思うのです。いまのような状態では、どうも気持ちにはあっても力足りずというか、組織的に、機構的に、なかなかやり得ない。国内の電信電話というか、日本の電信電話事業についても、現在のところですけれども、国際電報というものができ上がっておりますが、対外的な通信は国際電報だという形になっておる。こういう問題も、はたしてこういう状態ではないのかどうか。われわれは、かねがね国際電信電話株式会社ができ上がる当時は、強く反対をしましたが、同時に、今日でも、日本の電信電話事業、国内と言わず、国外と言わず、通信事業というものを考えた場合に、何かとにか、ばらばらになつたような傾向が非常に強い。したがって、施策も、どうもなかなか強力な統一的な施策というものが生まれてこない。そういう感じがするのですがね。たまたま海外技術協力の問題でいまお尋ねして、大臣のそのことについての熱意については、まあ私も伺ってけっこうだと思つていますが、ただ、これから推進をされる場合に、何かやはりそういうことについてもお考えを願わなければならぬじゃないかと思うのですが、きわめて私の質問そのものが抽象的ですけども、それこそ、意のあるところはわかつていただけると思ふのですが、どうでしょうか。大臣。

○国務大臣(古池信三君) まことにどうもありがとうございます。特にアジアの中心にある日本としましては、かような後進国に対して他の国以上に本来ならば援助なり、あるいは協力をすべきものであると考えております。ただ、残念ながら、現在までの状態は、他国にむしろ非常に劣つておるといふ次第でありますので、今後、こういう点には十分意を用いて増強するように、あらゆる機会に私も推進していきたいと、こう存じております。

○久保等君 海外の日本に対する要望なり、それからたとえば専門家の派遣等の問題について、具体的な申し出等があつて、それにこたえられないというような場合が現実にあるのですか、ないのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波関係といたしましてこの関係の予算は、大体六、七千万円程度でございます。現在、総額は十二億というふうに聞いております。まあ電波関係だけで六割程度のものであります。三十八年度でございますが、先ほど申しましたように、研修生としまして五十名程度受け入れておるといふようなことから考えまして、現状におきましてはまずまずのところであります。われわれ感じているのであります。非常に特殊な国からの問題、要請というふうなことに對して、たとえば派遣の、非常に僻遠というふうなおかしゅうございますが、そういうようなところで、適当な行く人がないようなところ、そういうようなところを除きまして、まあ要請に對して大体こたえられておる。しかし、久保先生の御指摘のように、非常に好評でございますので、今後また、それ

から日本の技術の進歩、あるいは、そういう国々の経済文化の向上というふうなことから、この数字は、要望というものはもっとふえてくると思ひますので、そういうような点につきましては、われわれも、いまのところの組織といたしまして、外務省のほうによりその趣旨を話しまして、そして、この計画をもっと拡大してまいるように努力をしてまいりたい、そういうふうな考へておるのであります。

○久保等君 その問題については、今後とも十分に機構なり組織の面等について、何かひとつお考えを願つて、何かまあ民間ベースでそれぞれの事業体がそれぞれのベースの中で考へて海外に派遣するというふうな程度では、私はやはり不十分だと思ひ、それからまた、逆にいろいろ問題を起さしめないかと思ひます。

それから現在のところ、きわめて微々たる程度にとどまつておるから問題ないと思ひますけれども、将来、ある程度人数等もふえるとかんとかいふことになつてくると、よくわれわれ海外に行つて痛感することは、日本の海外貿易なんかにかつてなことをとにかくやつておる、そしてお互いに足を引つぱり合つて外国に行つて盛んに競争をやつておるといふような、きわめてナシセンスな実情にあることを考へると、技術関係についてそういうことはあり得ないというふうには判断できないと思ひます。

そういう点で、もう少し郵政——現在のところ、機構上、郵政当局というところを使ひますが、電波当局がこういう問題について長期的な展望の

上に立つて、もう少し統一的な、しかも強力な方針を立てられて、十分にひとつ低開張の國々に対する熱意にこたへ、それこそ、日本の持つる技術の十分低地域に對してこれを提供していくという、私は、やはり責任が日本の場合に特にあると思ひます。そういう点から、ひとつ高い視野からこういう問題についても、今後の課題として十分に研究をお願いしたい、このことを申し上げて、海外技術協力の問題については、私、質問を終わりたいと思ひます。

それから次に、電波行政の業務が逐年非常に激増しておるんじゃないかと思ひます。そういう点等もお伺ひをしたいと思います。手元にあつた昭和三十一年度の「電波年鑑」、若干拝見をさしてもらひました。しかし、多少もう古いデータになつておるから、三十八年度あたりの実績というものは、こゝれまた急激に増高しておるのじゃないかと思ひますが、お尋ねすること、は、いろいろたくさんあるわけだし、また、電波行政の分野といたしても、これはきわめて広範ですから、逐一お尋ねするわけにはまいりませんが、たとえば無線局一つを例にとつてみても、非常な急激な増高ぶりを示しておるようですが、三十八年度の場合に、大臣の一般報告をお聞きしても、約十七万をすでにこえたというお話です。これも、十年前あたりと比べると、昭和二十八年度あたり一万二千余りくらいだったというふうな数字になつておるようですが、こういうふうな点を見ると、全く驚異的な伸び率を示しておると思ひますが、免許事務について

も、したがって同じことが言えるでしょうし、監視、検査等はこれと相並行してやはり同じようなことが言えるんじゃないかと思ひますが、こういう急激な増高ぶりに對して、要員等の面はどういう趨勢になつておるのか。昭和二十八年度あたり——二十七年、二十八年あたりのところ、数字的にちょっと御説明願ひたいと思ひますが。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいま先生いろいろ御指摘いただきましたように、無線局につきましては、相当な増加数を示しておるのでございます。ただ、最近、その増高いたしましたものの中におきまして、特に簡易無線局、それからアマチュア無線局、そういう非常にかわばり簡易な無線局の数、これが非常に大きくなつておるもので、全体的には、もちろん上昇はしておりますけれども、三十七、三十八というところで急激に無線局の数が増高いたしましたのは、そういうものの数が非常にふえたことによることもあるのでございます。しかしながら、全体につきまして増高しておりますので、これに關係いたしましていろいろな事務処理、ただいま御指摘の免許、監督、あるいは従事者の検定、あるいは監視といったようなこと、そういうふうな要員も、これに伴ひまして、われわれとしては、できる限り必要なものはこれを充足する方針でやっております。

定員数といたしまして、いま御質問がございましたのでございますが、三十四年度が二千九百七十七名、三十五年度に二千九百三十七名、三十名増になつております。三十六年度に二千九百六十五名、二十八名の増になつております。三十七年度に三千六十二名、これ

が九十七名の増になっておりますが、三十八年度におきましては増がなかったのをごいいます、三十九年度におきましてさらに二十一名の増というところで三千八十三名ということに相なっております。

○久保等君 二十八年あたりはどのくらいになりますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 二十八年は、このころは行政整理の前でございすが、三千五十六名となっております。

○久保等君 これを二十八年度、それからまあ、たくさん説明せられるものもわづらわしいので、三十七年、八年、九年ぐらゐのころを、本省と研究所、地方電波監理局、この大きく三つぐらゐに分けると、どういう定員になりますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 総合的な数としての統計がちょっとございせんが、先ほど御説明しました三十名、二十八名、九十七名の増というものの内訳について御説明いたします。

○久保等君 いや、教全体について、本省、研究所、それから地方電波監理局、こういうふうに分けて。

○政府委員(宮川岸雄君) 三十五年度に、本省におきまして四百二十八名、それが三十八年度に四百三十三名になっております。それから訓練所が、三十五年度に二十五名、三十八年度に二十八名、研究所が、三十五年度に三百五十八名、三十八年度に四百七十二名、地方電波監理局関係が、三十五年度に二百二十六名、これが二千二百二十九名、以上のようなことになっております。

○久保等君 二十八年はわかりませんが、わからなければわからなくていい

ですが。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいま手元に二十八年度のこまかい内訳の数字を持っておりませんので、後ほどわかりましたら……。

○久保等君 けっこうです。

ただいまの御説明を聞きますと、現在の要員というものは、行政整理が途中であったこともあり、二十八年度の要員とは同じ、二十名余りぐらゐふえてゐるかもしれませんが、ここらあたりと比較してみても、何か時代の変遷とか、事業量の変遷にむとんちやくというか、無関係に要員面ではほとんどふえてゐない、何か非常にちがふ感じがするのです。その点、電波監理局長、どんなふう感じておられますか。

○政府委員(宮川岸雄君) これは私、参りましてから詳しい分析をしたわけではございせんので、ただいまの御質問、感じという御質問でございまして、お答えしたいと思ひます。その点、要員のうち、非常な部分を占めております監視関係の業務というふうなものにつきましては、終戦後の監視の問題というものを、主として短波関係の監視というふうな問題、そういうようなことが非常に重要視された時代、現在におきましてむしろ超短波というふうなものに問題が移行してゐる、あるいは電波の質そのものも、一時は機械設備その他が悪かったために、相当な監視というものをやらなければならなかった、そういうようなものの精度が向上してまいりまして、そういうような点につきましては、要員が従前ほどの人数を必要としなくなつてきたというふうなことがあるのではなからうかと感じておるのでござい

ます。そのほか、もちろん事務の合理化とか簡素化というふうな問題につきまして、免許関係の手續の簡素化というふうなこと、あるいは地方に委任をするとかいうようなことによつての手續の段階を減らすとか、そういうふうなこともいろいろしております。まあ電波行政全体が、占領中の電波行政のあり方、あるいは行政委員会の当時、あるいは、それから電波監理局になってからと、非常に内容が急激に変わつてきております。この数字から言つて、確かに御指摘のように、二十七、八年と現在と比べて、あまり大きな増を見ておられないというところは、ちょっとおかしなようにも感じられるわけではございすが、いま申しましたような、内容的に非常に大きな変化がございします。われわれといたしましては、必要なだけの人数というふうなものでございまして、一応これで充足されてゐるというふうに見ております。

○久保等君 これは、その答弁ではちよつと納得できないのですが、ただ、最後のところだけで、何と申しませんが、つじつまを合わせたような答弁なんです。これは新しい仕事といひますか、こういう面も非常にいろいろ出ているのじゃないですか。これは何れも電波監理局長に、郵政本省の電波監理局だけの問題をお聞きしてゐるのじゃないか、全国の地方電波監理局を含めて、私はお尋ねをしてゐるのです。早い話が、たとえば電電公社関係の有線放送関係の問題、こういう問題一つ取り上げてみても、これは非常に何といひますか、法規関係だけを

ながめて、所掌に関する問題だけを取り上げてみても、これはなかなかたいへんな仕事じゃないかと思うのですが、足元に火がついてぎやあぎやあというか、どうにもならなくなつてきて取り上げていけば、それでも済んでおると言へば済んでおるかもしれませんが、あゝいう電波と言つても、それこそ、範囲が非常に広い。また、最近のうちに、宇宙通信とか何とかという問題になつてくると、これも時代の進展に伴う新しい仕事というか、新しい分野だと思ふのです。

だから、そういう点を考えると、十年一日のごとく、それこそ、昭和二十八年ごろの人員で業務の簡素化をやつてゐますし、何とかやつてゐるのだという答弁じゃ、なるほど、全然事務量が特別ふえ、事務量といひますか、新しい分野が全然ふえないとすれば、従来ある事業については、できるだけ簡素化をやる。免許事務について言うならば、できるだけ手續を簡単にするとかなんとかというだけの答弁でこれは了解できないわけでもないのですけれども、ただいま一、二申し上げたように、新しい仕事は、少なくとも、昭和二十八年当時、あまり仕事としてない当時と比べると、これは今日非常に仕事量の増進を来してゐると思ふのですが、そういう経過をたどつてみると、私、どのくらい人数をふやしたとを申してゐるのじゃないのですけれども、何かやつぱり古い着物を着て、いかにからだが大きくもがまんをしてゐるというふうな感じがするのです。大い人間をふやさないといひうような、そういう観念のことを申

してゐるわけじゃないのですけれども、要員面については、要員面を一つ取り上げてみても、何かそういう実態に即したような要員になっておらないのじゃないかという私は感じがしてお尋ねしてゐるのです。だから、電波監理局長、十分にいままでの経過をあるいは御存じなくて、何とかつじつまだけ合わせる程度の答弁をしておられるのかもしれないが、事実問題を率直に私はお聞きしてゐるわけなんです。やはり生きた電波行政というか、やはり十分に責任を果たしてもらわなければならぬと思ふのですから、そういう点からいくと、いまの状態では、これまた力が足りないのじゃないかという気が、要員面でも感ずるものですか、お尋ねしてゐるのです。率直な、それこそ感じと言つたのは、具体的な数字でお聞きしようと思ひないから、感じというところでお尋ねしてゐるのですけれども、ほんとに間に合つてゐるという答弁、そのまま受け取つていいのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 率直な答えをいたしまして、これで足りるか足りなかつたらと申し上げても、私といたしましては、現在要員でみんなががんばつてゐる、事務の滞りを来さないように努力してまいりたいというお答えをしなければならぬわけではございせん。ただし、今後いろいろ監視の問題につきましても、たとえば、もつと機械化をはかるとか、あるいは機械化をはかるとか、そういうようなことによりまして、今後増大してきますところの新しい事務量に対処したい、こういうふうなことはいろいろ考

へてゐるわけじゃないのですけれども、要員面については、要員面を一つ取り上げてみても、何かそういう実態に即したような要員になっておらないのじゃないかという私は感じがしてお尋ねしてゐるのです。だから、電波監理局長、十分にいままでの経過をあるいは御存じなくて、何とかつじつまだけ合わせる程度の答弁をしておられるのかもしれないが、事実問題を率直に私はお聞きしてゐるわけなんです。やはり生きた電波行政というか、やはり十分に責任を果たしてもらわなければならぬと思ふのですから、そういう点からいくと、いまの状態では、これまた力が足りないのじゃないかという気が、要員面でも感ずるものですか、お尋ねしてゐるのです。率直な、それこそ感じと言つたのは、具体的な数字でお聞きしようと思ひないから、感じというところでお尋ねしてゐるのですけれども、ほんとに間に合つてゐるという答弁、そのまま受け取つていいのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 率直な答えをいたしまして、これで足りるか足りなかつたらと申し上げても、私といたしましては、現在要員でみんなががんばつてゐる、事務の滞りを来さないように努力してまいりたいというお答えをしなければならぬわけではございせん。ただし、今後いろいろ監視の問題につきましても、たとえば、もつと機械化をはかるとか、あるいは機械化をはかるとか、そういうようなことによりまして、今後増大してきますところの新しい事務量に対処したい、こういうふうなことはいろいろ考

へてゐるわけじゃないのですけれども、要員面については、要員面を一つ取り上げてみても、何かそういう実態に即したような要員になっておらないのじゃないかという私は感じがしてお尋ねしてゐるのです。だから、電波監理局長、十分にいままでの経過をあるいは御存じなくて、何とかつじつまだけ合わせる程度の答弁をしておられるのかもしれないが、事実問題を率直に私はお聞きしてゐるわけなんです。やはり生きた電波行政というか、やはり十分に責任を果たしてもらわなければならぬと思ふのですから、そういう点からいくと、いまの状態では、これまた力が足りないのじゃないかという気が、要員面でも感ずるものですか、お尋ねしてゐるのです。率直な、それこそ感じと言つたのは、具体的な数字でお聞きしようと思ひないから、感じというところでお尋ねしてゐるのですけれども、ほんとに間に合つてゐるという答弁、そのまま受け取つていいのですか。

それから有線放送関係につきましても、御指摘のように、非常に業務量がふえておりますが、こういうようなことにつきましても、なお十分今後の有線放送接続の問題その他もございまして、実態を把握しながら必要な人間はふやしてまいりたいというように考えております。

今日まで宇宙通信その他の新しい問題につきましても、研究所の定員増というところに非常に骨折っております。たとえば本年度二十一名の増というのは、主として鹿島の宇宙通信の増員でございまして、必要な最小限度の要員の増というところにつきましては、一応われわれ努力をしているわけでございます。さらに、いま申しましたような機械化、あるいは事務の簡素合理化というようにことによって対処してまいりたいと、こう考えております。

○久保等君 要員問題を一つの例として申し上げたのですが、機構なり組織の面でも、たとえば、いまお話のあった電波研究所の問題、これなんかも単に電波監理局だけの問題じゃなくて、日本の電気通信事業、電気通信関係、電波を含めてそういったものの研究所の問題も、たとえば国際電波には国際電波の研究所がある。NHKにはNHKである。郵政省には郵政省である。電電公社は電電公社であるという問題も、これははたしていまのような状態でいいのかどうか、研究機関の問題ですね。それぞれパラボラを、鹿島に建てた、いや十王に建てた、片や国際電波、片や郵政省、何か、私はあまり技術的なこまかいことはわかりませんしするのですが、そういう研究機関の問題等についても、これは、研究所はい

ろいろなロスがあるのじゃないかと私は思うのですけれども、ここのことを——通信、しかも日進月歩、非常な急激な速度で進歩している電波関係、これなんかの研究も、いまのような状態で、はたして十分なのかどうなのか、単に要員問題だけじゃなくて、私は、ただいま申し上げました機構上の問題ですから、これはまあ電波監理局長だけの立場でどうこうできる問題だとは思いません。思いませんが、やはり電波行政という問題を総合的に考えなければならぬ問題があるのじゃないかという気がするのです。この研究所の問題なんかについても、何か具体的なお考えがありますか、何とかしなければならぬというお考えがありますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 研究の統一といいますが、一元化という問題は、いろいろな角度から論じられておる問題でございますが、郵政省の電波研究所といたしましては、やはり基礎的な研究ということ、この電波伝搬の基本的な問題、あるいは電離層の問題、あるいは標準の問題、そういったような基本的な問題をとり上げて研究をしていります。国際電波等の研究ということになります。通信ということと、どうしても国際商業通信ということとを直接の目的にいたした研究ということになるわけでございます。目的が違ってくる。NHKの問題につきましても、これは放送、受信機、そういったような問題になってくるわけでございます。それぞれよく連絡をとりながら重複を省くというところはもちろん必要でございますが、現

在のところ、それほど重複してむだな研究をしているというふうには、私自身としては考えておりません。しかし、御指摘のような点につきましても、おのおの特色を生かして今後うちの研究所等も研究を進めていきたい、そういうふうな考えでおります。

○久保等君 私何も、むだな研究をしておるといふ気持ちにはさらさら持っておりません。それそれ専門的な立場でそれぞれの使命を持ってやってもらいたいと思う。しかし、電波行政という行政を預かる立場から見れば、はたして機構上、組織上、現在のようないく上にお体ロスのない研究を進めていく上において好ましい組織形態かどうかという問題で悩んでおられるわけですか、それそれの研究所がそれぞれの任務に向かつて、きわめて熱心に研究をせられておるといふことについては、私はその成果を十分に認めるのですけれども、しかし、もう少し高い立場から、研究機関というものが、いまのような形でそれぞれの事業体がそれぞれ研究を持ってやっていく、理念的には、いま局長の言われたように、基礎的なものを、基礎的なものをやる。商業的な立場からやるもの、公共放送の立場からやるもの、これは当然そうだろうと思うのです。しかし、具体的に研究テーマを取り上げた場合に、どこからどこが基礎で、どこからどこが実用の研究かということになつたら、これはもうそこそそ釈迦に説法かも知れませんが、なかなかそうはいきりしたものが無いと思う。そういうところにやはり運営上のロスが出てくるんじゃないかという感じがするものですから、専門的な行政を預

○国務大臣(古池信三君) 技術研究の機関を統合するかどうかという問題は、昔から言われていることでございまして、一例をあげますと、科学技術庁が設置されます際にも、各省にそれぞれ技術関係の研究機関を持っておるというところは非常に不経済ではないか、むだが多いのではないかと、むしろ、これは全部科学技術庁に統合すべきである、そして一大研究機関を設けるべきであるという議論が相当強かったものであります。しかし、また、これらに対する反対意見も多くありまして、結局、今日ではほとんど各省の研究機関がそのまま残っておるようなわけでございまして、それで、やはりこれを一本にするかどうかということについては、一利一害といいたしうか、あるいは一長一短があるもので、そのために非常に利益になる場合もあります。るかわりに、やはりそれぞれの特色のある研究所というものを保持して独自の立場から研究していくほうがよいという場合も多からうと思っておりますので、こ

の際、どっちがいいかというふうに、簡単に、結論づけることはできないと思います。しかしながら、それぞれりっぱな研究所が研究しておられます。その過程あるいは結果につきましても、十分に持ち寄って、そうして総合した、さらに一段と飛躍した研究に持っていくことは大切であろうと存じております。したがって、たまたま今回の宇宙通信利用の問題を契機として、電気通信関係の四者の技術的な協議会を持って、いろいろと当面の問題について研究の成果を持ち寄りながら意見の交換をし、さらに研さんを進めていくというあり方は、やはり一つの、これも制度的な考えからいいます。有意義なことではあるまいか、かようなことをだんだん積み重ねていくうちに、またそこに一つの結論も得られるかもしれない、こう考えております。したがって、いまのところ、電気通信関係の研究所を一つにまとめてしまおうということには、私も簡単に踏み切れないのではあるまいか、こう考えております。

○久保等君 まあ私も何も一本にまとめてしまつたらどうかという、そういう短兵急な結論をもってお尋ねしているのではないのです。現状のままでいいかどうかという、そこあたりを焦点にしたお尋ねをしているわけなんです。だから、極論をして一本にまとめてしまつたらどうか、さらに一本といつても、またいろいろあるわけで、いま言う科学技術庁あたりに、一本にしたかどうかという極論もあると思うのです。だから、私は、そういうところまで飛躍しないで、少なくとも、電波監理局長の管轄下にあるあたりのと

これを四者、大きく言って四者、まあ、そういったところの問題について、現状のままでいかどうかということになる、私はそうとは思わないのですが、もちろん、これも電波研究所だけの問題を取り上げて申し上げているのではないであって、さっきも申し上げましたように、電波行政全般の問題を研究所のみならず、地方電波監理局も含め、あるいは株式会社になつておる国際電電も含めて、総合的な問題として一例を申し上げておるのですから、まあ、そういう意味で理解されると、先ほど大臣の御答弁になつたような形で理解されると、私の真意じゃないですから、その点は誤解のないようにお答え願いたいと思うのですが、まあ電波行政の問題については、非常に私は問題があまりにも多過ぎるじゃないかと思つてゐるのですよ。

ところが、それに対してずっとまあ同じような形で来ておるのですが、たとえば電波監理審議会なんかの問題について、これも多少御説明願わないとよくわかりませんけれども、まあ電波法の中で規定せられておる電波監理審議会、これもさきわたって民主的な一つの機関として設けられてはおるのですが、はたして実際の成果をあげておるかどうか。これも私、必ずしも十分な認識がないから、なんです、たとえば電波監理審議会なんかにしても、いろいろ苦情を取り上げる、異議等取り上げるような使命を持っていますね。免許を与えた、そのことに對する不服があつた場合に申し立てるといふようなことになっておりますが、実際問題として、そういう異議の申し立て等が

ありましたか。数字的に少し説明願いたいと思うのですが、局長でなくつけっこうです。

○政府委員(宮川岸雄君) 御指摘の、異議の申し立てその他についての審理を要求した例は、数例ございいます。

○久保等君 数例程度ということですが、この「電波年鑑」にある電波監理審議会の開催された回数とか、取り上げられた内容等についての統計的なものも出ています、ちょっと拝見したのですが、まあ非常に回数はいふん多く開かれてゐるのです。したがって、忙しいだらうと思つてゐるのですが、しかし、これも事務当局から出されたものに対して、妥当であると認めた結論がずらつと全部書かれてゐるのです。だから、電波監理審議会は形の上ではきつめて民主的な機関として設けられてゐるのだが、はたして十分にその効果をほんとうに電波監理審議会というものがあつてゐるのかどうか。これは電波監理審議会の運営問題になるのですけれども、何か、事務的に電波監理局の事務局から出された案を一応目を通して異議ございせん、きわめて妥当な措置でございせんといったふうなふうなことにしか受け取れないのですが、これの運営あたりはどういう状況ですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波監理審議会の運営につきましてのお尋ねでございますが、審議会の仕事といたしまして行政に直接関係のあるいろいろな重要問題に對しての諮問、それに対する答申という一つの業務がございします。それともう一つは、先ほど御指摘の、異議申し立てに對する審理という問題と、二つあるかと思ひます。

前半の電波行政に関する問題の諮問につきましては、一月に一回程度は必ず開いておりました、われわれいろいろ御指摘をいただき、御意見をいただく。実際の場合といたしましては、事前にいろいろ打ち合わせをするという形になつてまいりますから、その場所におきましていろいろ大きな変更が行なわれるということとは、まあ表向きとしては出てまいらないようになっておるかとも思ひますけれども、よく實際の問題につきましていろいろ御意見をいただきまして、その趣旨を体しまして、われわれといたしましては行政上の決定をいたしておるわけでございます。

それから後半の問題の、異議申し立て等につきましては、やはりその中におきまして、当事者のいろいろな意見の開陳、あるいは行政当局としての電波監理局の意見というふうなもの、それが十分その場所では議論をかわされますので、そういうふうなものが記録としてあとに残りまして、非常にやういふことが行なわれた、こういうことが考えられたというふうなことがよく残りまして、そういうふうな意味におきまして、電波行政に對しての筋を通していくということに非常に意味がある、まあ、そういうふうな、われわれとしては、それだけの意味におきまして、非常に重要な意味合いを持つてゐる、そういうふうな考へております。

○久保等君 まあいろいろお尋ねをしたいのですが、時間的な関係もありましてから簡単に尋ねたいと思つたのですが、この電波監理審議会で聴聞なんかをおやりになつたことが何ぶんくらいありますか、その異議申し立て等に關連して、発足以来。

○政府委員(宮川岸雄君) 省令を制定いたしますような場合につきましては、必ずこの聴聞をやっております。したがしまして、一年に二、三回程度は、そういうふうな関係で省令の問題がございしますので、事前に聴聞を開いております。

○久保等君 去年あたり、三十八年度あたり、やはり二、三回くらいやってゐるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○久保等君 電波の仕事といつても非常に広範で、それからまた、きわめて重要な免許等扱つておられて、なかなかたいへんだらうと私、思うのです。たとえば公共放送あるいは民間放送等の周波数の割り当て問題一つをとらえてみても、なかなかむづかしい。しかも、政治的な問題に発展しかねないような問題等もある。そういう問題に多くなつていく。それから、ずっと昔からある、それこそ無線従事者の免許の問題とか、あるいは船舶無線の検査の問題であるとか、無線局の検査事務、そういうようなことは、これはずっと昔からある仕事で、古来の仕事というか、したがって、その手続的な面をいろいろ簡素化するといふようなことも、事務的には考慮する余地がある問題だと思ひます。しかし、一般的に、電波行政の問題は、それこそ人間の電波を利用するといふ基本的人權とまではいかないにしても、非常に重要な権利関係に關係する問題だけに、これが適正な裁定がなされるか、適正な行政が行なわれるか、行なわれないかといふことは、非常に大きな問題だし、先ほど来お聞きしておる中에서도明らかなように、事務量といひますか、業務量の問題一つをとらえてみても、非常に急激な伸びを示していると思ひますが、そういう点から考へて、いまの電波監理局という形のもの、それに電通監理官という制度もありまして、そういうものを含めて、何か非常に今日の電波行政を担当するのに、私は、貧弱というか、機構的に見ても、非常に与えられる仕事は重大であり量が多いが、なかなかそれに十分に対処できない状態なんじゃないかという気がするのです。郵政省の中にある電波監理局あるいは電通監理官、こういう制度をもつては、電波行政といふ問題についての適正な裁量なり、あるいは措置なんか、とり得ないんじゃないかという気が、前から私はしておるのですが、郵政大臣のほうから、この問題は電波監理局長にお尋ねしてお答えをいただくという問題じゃなく、非常に大きな行政機構の問題でもありましてからお尋ねしたいと思ひますが、どうも少しすっきりしない不自然な感じがしないかと思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波監理審議会の運営につきましてのお尋ねでございますが、審議会の仕事といたしまして行政に直接関係のあるいろいろな重要問題に對しての諮問、それに対する答申という一つの業務がございします。それともう一つは、先ほど御指摘の、異議申し立てに對する審理という問題と、二つあるかと思ひます。

○久保等君 まあいろいろお尋ねをしたいのですが、時間的な関係もありましてから簡単に尋ねたいと思つたのですが、この電波監理審議会で聴聞なんかをおやりになつたことが何ぶんくらいありますか、その異議申し立て等に關連して、発足以来。

○政府委員(宮川岸雄君) 省令を制定いたしますような場合につきましては、必ずこの聴聞をやっております。したがしまして、一年に二、三回程度は、そういうふうな関係で省令の問題がございしますので、事前に聴聞を開いております。

○久保等君 去年あたり、三十八年度あたり、やはり二、三回くらいやってゐるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○久保等君 電波の仕事といつても非常に広範で、それからまた、きわめて重要な免許等扱つておられて、なかなかたいへんだらうと私、思うのです。たとえば公共放送あるいは民間放送等の周波数の割り当て問題一つをとらえてみても、なかなかむづかしい。しかも、政治的な問題に発展しかねないような問題等もある。そういう問題に多くなつていく。それから、ずっと昔からある、それこそ無線従事者の免許の問題とか、あるいは船舶無線の検査の問題であるとか、無線局の検査事務、そういうようなことは、これはずっと昔からある仕事で、古来の仕事というか、したがって、その手続的な面をいろいろ簡素化するといふようなことも、事務的には考慮する余地がある問題だと思ひます。しかし、一般的に、電波行政の問題は、それこそ人間の電波を利用するといふ基本的人權とまではいかないにしても、非常に重要な権利関係に關係する問題だけに、これが適正な裁定がなされるか、適正な行政が行なわれるか、行なわれないかといふことは、非常に大きな問題だし、先ほど来お聞きしておる中에서도明らかなように、事務量といひますか、業務量の問題一つをとらえてみても、非常に急激な伸びを示していると思ひますが、そういう点から考へて、いまの電波監理局という形のもの、それに電通監理官という制度もありまして、そういうものを含めて、何か非常に今日の電波行政を担当するのに、私は、貧弱というか、機構的に見ても、非常に与えられる仕事は重大であり量が多いが、なかなかそれに十分に対処できない状態なんじゃないかという気がするのです。郵政省の中にある電波監理局あるいは電通監理官、こういう制度をもつては、電波行政といふ問題についての適正な裁量なり、あるいは措置なんか、とり得ないんじゃないかという気が、前から私はしておるのですが、郵政大臣のほうから、この問題は電波監理局長にお尋ねしてお答えをいただくという問題じゃなく、非常に大きな行政機構の問題でもありましてからお尋ねしたいと思ひますが、どうも少しすっきりしない不自然な感じがしないかと思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波監理審議会の運営につきましてのお尋ねでございますが、審議会の仕事といたしまして行政に直接関係のあるいろいろな重要問題に對しての諮問、それに対する答申という一つの業務がございします。それともう一つは、先ほど御指摘の、異議申し立てに對する審理という問題と、二つあるかと思ひます。

○久保等君 まあいろいろお尋ねをしたいのですが、時間的な関係もありましてから簡単に尋ねたいと思つたのですが、この電波監理審議会で聴聞なんかをおやりになつたことが何ぶんくらいありますか、その異議申し立て等に關連して、発足以来。

○政府委員(宮川岸雄君) 省令を制定いたしますような場合につきましては、必ずこの聴聞をやっております。したがしまして、一年に二、三回程度は、そういうふうな関係で省令の問題がございしますので、事前に聴聞を開いております。

○久保等君 去年あたり、三十八年度あたり、やはり二、三回くらいやってゐるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

ならず、政府全般にわたって、行政調査会の方でいろいろ審議が進められていることは、御承知のとおりでございます。私もまだ、最終的な結論を郵政省として持つておるわけではございませんけれども、今後のあり方としては、やはり郵政省においては、一方、郵便貯金、保険等の事業と同時に、他方においては、かような重要な監督行政を担当しておるわけでございますから、この監督行政の面においても、あくまでこれを充実して遺憾なくからしめるということは必要なことであると考えております。それについて電波と申せば、放送もあれば、あるいは一般の無線通信もあるわけでございます。また、通信という見地から申し上げれば、いまでは無線通信と有線通信というものはますます密接な関係が出てくると、たとえば宇宙衛星を利用するような宇宙通信も発展をする段階にはありますけれども、一方においては、また、これと相伴って海底ケーブルの重要性が再認識されておるといふうなわけでもありますので、一般のテレ・コミュニケーションというものの立場から、今後の機構をどうしたら最も完全に近いものが生まれるであろうかという点について、十分に検討を加えてまいりたいと、こう考えておる次第であります。ただいま、この席でこういうふうな機構が最もよいということを断言して申し上げるまでには至っておりません。十分に慎重に検討してまいりたい、こう考えております。

○久保等君 大臣の御答弁も、現状のままではいいとお考えになっておられるようですから、まあその点で私も同感ですが、やはり電波行政という特定された業務量じゃなくて、いま言われるように、空に、あるいは海に、従来以上に電波というものがきわめて急ピッチで技術的にも発展するし、同時に、量的にも非常にふえてまいり、しかも、いろいろと政治問題化していくような問題が次々に出てくる、有線、無線を問わず。そういう点から考えると、もう少し強力なものを、私は、行政機構としても持たなければ対処できないのではないか、問題が出て、常にあとからその問題をいかに処理するかで追っつけ回されているという気がしてならないのです。これは単に、現在携わっておられる方々の苦勞は十二分にわかるのですが、何か個人々々の力がないという意味で申し上げているのじゃなくて、行政機構そのものをもう少し新しい時代の新しい電波というものの対処できるような、私は、やはり行政機関を持つべきじゃないかと思っているのですが、現在のところ、郵政省の中の一部局としてある。これもどうもあまりすっきりしないような私は気がするし、この点で大臣の言うておられることも、私と、そういう点では抽象的には同じ気持ちだろうと思うのですが、具体的にどうするかという問題になると、これはなかなか確かにむずかしい問題であります。

したがって、先ほどの具体的な二の問題で申し上げたように、私も極論を申し上げようとは思っておらないのですが、しかし、やはり広くいえば電氣通信——電波と同義語に理解していただいてけっこうなんです、そういうものに対する行政機構というものを、いろいろな意味において、私は、たとえば単独の一省を設けてやるという必要があると思っているぐらいいに思っているのです。

まあ、きょうはお尋ねしなかったけれども、先般も国際電報の方々に来てもらったときに、先ほどの問題と多少似通うかもしれないが、東南アジア・ケーブルの構想について、これはまあ国際電報という立場からお聞きしたのですから、もちろん、日本の東南アジア・ケーブルをどうするかというようなことを聞いて、結論的なものをお聞きできると思っていなかったのですけれども、しかし、こういう問題についても、一体、だれがどこで考えているのかということになると、どうもあまりはっきりしない。国際電報は国際電報という、それこそ一事業体が商業ベースの立場で考えているので、これはまあ当然のことだと思っております。しかし、それより以上に重要な東南アジア方面に対する通信をどういうルートで、どういう形のものをひとつ敷設していくかということになると、諸外国、関係国と十分打ち合わせなければならぬし、いろいろとまた相談しなければならぬし、一面からいくと、技術指導的な任務も果たさなければならぬということになってくると、これまた、国際電報の範囲内の問題ではありませんか。だから、そういうことについても、何かもう少し、やはり時代の進展に先んじた一元的な強力な施策というものを打ち出してまいるのは、どうも、いまのような状態では隔靴掻痒の感がするわけなんです。

幸い、大臣の先ほどのお考えも、やはりそういって点についてのお気持ちだろうと思うのですが、まあ私、ぜひひとつ、半年か一年で結論が簡単に出るとは思いませんけれども、将来百年の電氣通信事業のあり方というものを考えた場合に、電氣通信事業に対する行政組織というものは、一体どうあるべきかというふうな点については、十分にひとつお考えを願ひ、ぜひひとつ具体的な方向に研究を進めてもらいたいと思っております。これは特に大臣のほうに申し上げておきたいと思うのです。

大臣きわめて民主的に事を運ばれるよう、電波関係の法制にしても、これまた早急に、予備放送についても結論を出さなければならぬというところで調査会を設けられておるようです。こういう問題なんかも振り返ってみると、もう数年前から——迫水大臣のときには、もう年内に許可するのだ、認可するのだというようにことを言われてみたり、また途中で立ち消えになった感もするし、というふうな形です。そういつたいいけば、決して悪意であるとは思いません、悪意であるとは思いませんが、外から見ると、どうも思いつきで言っているのじゃないかという気がする場合が非常に多いのです。これはやはり私は、組織、機構上からくる欠陥も相当あつて力あるんじゃないかと思うのです。

この前、古池郵政大臣にNHKの受信料の問題で、当委員会がだいぶ追及したところですが、これなんかやはり私は、あの重要な公共放送というもののに対する電波行政の立場にあるところ、もう少しやはり基本的な問題も検討してもらおう、将来の問題について

も検討してもらいながら、そこからやはり施策というものが出てこないかと、古池郵政大臣が、あまりそういう深い研究のない状態の中で、個人的ないうか、少し強過ぎるかもしれませんが、けれども、閣議でたまたま問題になったからということで発言せられること、そのことがいかに重要な影響を及ぼすかという点を考えると、これはやはり電波行政というものはたいへんな仕事だと考えるのです。

その点から考えると、いまの組織とか機構というものは十金でない、むしろ、何とか早急にしなければならぬ宿題を持つておるところですが、そういう点から結論として私のお尋ねしたいのは、したがって、電波行政を預かる一省を設けるくらい組織を考へるべきじゃないかというふうには私は考えておるのですが、いまのように私は考えておるのだから、せつなくひとそういふことについて、せつなくひと今後研究を願ひ、御努力をお願いいたします。結論としてそういうことを申し上げて、大臣からお答えをいただき、きょうは、私の電波行政関係についての質問はこれで終わりたいと思っております。

○国務大臣(古池信三君) ただいまのお説は、まことにごもっともでありまして、私もさような趣旨に従って今後十分検討を進めてまいりたいと、こう考えます。

○横川正市君 資料要求をしておきます。

先ほどの久保委員の質問の中にもあったのですが、電波法に基づく聴聞会関係で、三十八年度から今日までの間で聴聞会を開いた、その内容と、もし速記をとってあれば速記録がほしい

ですが、それと、その聴聞会の会議の結果の具体的な処置はどうされたか、付記して、資料で出していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、三十八年の二月ごろというふうに新聞で報道されております電波監理局の汚職事件ですね。これを資料として要求するのは、あなたのほうで出されるのは、単に取り調べられた者の名前とか、あるいは案件とかしか出されないのじゃないかと思うのですが、それだけでもいいのですが、大体この監理局関係で汚職とされて最近追及された案件、それから内容、これも含めまして資料を出していただきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 前段の御要望になります聴聞会の関係につきましては、できるだけ資料を整えまして御提出いたしたいと思ひております。

後段の問題につきましては、なお現在取り調べ中の問題でございますので、われわれといたしましては、全貌も何もわかりませんのでございまして、できる範囲内におきまして、また、わかつている範囲内におきまして、資料を提出させていただきます、その思ひます。

○委員長(光村善助君) 本案については、本日はこの程度にいたします。これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案

第一条 この法律は、加入電話等に係る公衆電気通信業務に対する需要の急激な増加に際して日本電信電話公社が急速かつ計画的に行なう電話設備の拡充改善のための事業に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い、電話取扱局において一時に多数の電話交換要員が過剰となるをわけて特殊な事情に対処して、これらの過剰となる電話交換要員の退職につき特別の給付金の支給に関する臨時措置を定めることにより、その過剰となる電話交換要員の退職の円滑化をはかり、日本電信電話公社の当該事業の遂行の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電話取扱局 電話に関する現業務を取り扱う日本電信電話公社(以下「公社」という。)の事業所及び公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第七條の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局をいう。

局をいう。

二 自動化 電話取扱局につき、その電話取扱局に収容されている電話からの市内通話の交換方式を手動交換方式から自動交換方式に変更すること及びその電話による市外通話の全部又は一部の接続(その電話取扱局の市外交換設備に係る部分に限る。)の方式を手動接続方式から自動接続方式に変更することをいう。

三 電話交換要員 公衆電気通信法第二條第五号に規定する公衆電気通信業務のうち、電話の交換に関する事務で政令で定めるもの(以下「電話交換事務」という。)に従事する者をいう。

(特別給付金の支給)
第三条 政府又は公社は、政令で定めるところにより、その自動化の実施に伴い電話交換要員により行なわれる電話交換事務の全部又は一部が廃止される電話取扱局で郵政大臣又は公社の総裁が指定するものにおいて、当該廃止に係る電話交換事務に従事する電話交換要員であつて、郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第二十五條第二項に規定する常勤の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十條第一項の規定により任用されているものを除く。)又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第二十八條第一項に規定する公社の職員であるものが、その自動化の実施の日として郵政大臣又は公社の総裁が定める日の三十日前までに退職の申出を行ない、郵政大

臣又は公社の総裁の認定を受けてその実施の日から七日以内に退職したときは、次に掲げる場合を除き、その者に對し、特別の給付金を支給する。

一 その者につき配置転換及び職種転換ができないか又は著しく困難であると認められる場合以外の場合

二 その者が、退職した日又はその翌日に郵政省又は公社の常勤の職員(国家公務員法第六十條第一項の規定により任用される者及び公社に常時勤務する二月以内の期間を定めて雇用される者を含む。第五條において同じ。)として採用される場合

三 その者が、その以前においてこの項の規定による特別の給付金の支給を受けた者その支給を受けた特別の給付金の全部に相当する金額を第五條の規定により返還した者を除く)である場合

臣又は公社の総裁の認定を受けてその実施の日から七日以内に退職したときは、次に掲げる場合を除き、その者に對し、特別の給付金を支給する。

一 その者につき配置転換及び職種転換ができないか又は著しく困難であると認められる場合以外の場合

二 その者が、退職した日又はその翌日に郵政省又は公社の常勤の職員(国家公務員法第六十條第一項の規定により任用される者及び公社に常時勤務する二月以内の期間を定めて雇用される者を含む。第五條において同じ。)として採用される場合

三 その者が、その以前においてこの項の規定による特別の給付金の支給を受けた者その支給を受けた特別の給付金の全部に相当する金額を第五條の規定により返還した者を除く)である場合

2 前項の認定は、当該自動化の実施により生ずることとなる電話交換要員の過員に相当する人数から当該廃止に係る電話交換事務に従事する電話交換要員のうち配置転換及び職種転換ができないか又は著しく困難であると認められるもの以外のものの人数を差し引いて得た人数の範囲内において、政令で定める基準に従つてするものとする。

3 第一項の規定による特別の給付金の支給は、昭和四十八年三月三十一日までに退職した者につきするものとする。

(特別給付金の額)

第四条 前條第一項の規定による特別の給付金の額は、退職の日におけるその者の俸給、扶養手当及び暫定手当(公社の職員にあつては、基本給、扶養手当及び勤務地手当)の月額の合計額に、その者の勤続期間により、次の各号に掲げる月数を乗じて得た金額とする。

一 勤続期間が五年未満のとき 八月

二 勤続期間が五年以上のとき 十月

2 前項の特別の給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七條第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的説替は、政令で定める。

(特別給付金の返還等)
第五条 第三條第一項の規定による特別の給付金の支給を受けた者(その支給を受けるべき者を含む。)がその支給に係る退職をした日から起算して一年以内(その退職をした日及びその翌日を除く。)に郵政省又は公社の常勤の職員として採用された場合には、その者は、まだその特別の給付金の支給を受けていない場合にあつては、その支給を受ける権利を失うものとし、既にその特別の給付金の支給を受けている場合にあつては、政令で定めるところにより、その支給を受けた特別の給付金に相当する金額を政府又は公社に返還し

なければならぬ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から起算して四十五日を経過する日までに自動化が実施される場合についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「その自動化の実施の日として郵政大臣又は公社の総裁が定める日の三十日前まで」とあるのは「政令で定める期日まで」と、「その実施の日から七日以内」とあるのは「その自動化の実施の日から政令で定める期間内」とする。

五月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送電話に關する法律並びに關係法令の改正等に關する請願
 (第一九七七号)(第一九七八号)
 (第二〇〇六号)(第二〇三五号)
 (第二二一四号)(第二二一五号)
 一、郵便局舍等整備促進法制定に關する請願(第一九七九号)(第一九八〇号)(第一九八一号)(第一九八二号)(第一九八三号)(第一九八四号)(第一九八五号)(第一九八六号)(第一九八七号)(第一九八八号)(第一九八九号)(第一九九〇号)(第一九九七号)(第一九九八号)(第一九九九号)(第二〇〇〇号)(第二〇〇一号)(第二〇〇二号)(第二〇〇三号)(第二〇〇四号)(第二〇〇五号)(第二〇二一号)(第二〇二二号)(第二〇二三号)(第二〇二四号)(第二〇二五号)(第二〇二六号)(第二〇四〇号)

号(第二〇四一号)(第二〇四二
号(第二〇四三号)(第二〇四四
号(第二〇四五号)(第二〇四六
号(第二〇四七号)(第二〇七七
号(第二〇七八号)(第二〇七九
号(第二〇八〇号)(第二〇八一
号(第二〇八二号)(第二〇八三
号(第二〇八四号)(第二〇八五
号(第二〇八六号)(第二〇八七
号(第二〇八五号)(第二一〇六
号(第二一〇七号)(第二一〇八
号(第二一〇九号)(第二一一〇
号(第二一一一号)(第二一一二
号(第二一二三号)

一、特定郵便局舎の整備促進に關する請願(第二〇七号)

一、電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に關する請願(第二〇七〇号)

(第二〇七一号)(第二〇九九号)

(第二一〇〇号)(第二一一〇一号)

(第二一一〇二号)(第二一一〇三号)

一、戦傷病者の放送聴視料免除に關する請願(第二〇七六号)

一、「電話設備の拡充に係る」電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に關する法律案「反対に關する請願(第二一〇四号)

第一九七七号 昭和三十九年四月十六日受理

有線放送電話に關する法律並びに關係法令の改正等に關する請願

請願者 愛知県稲沢市小池正明
寺町北反田口六二ノ二
稲沢市有線放送電話利用農業協同組合連合会
會長 久保田英夫外二

千五十七名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一九七八号 昭和三十九年四月十日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(三通)
請願者 静岡県田方郡修善寺町 柏久保六一五修善寺町 農業協同組合長 達藤 弥三郎外八名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二〇〇六号 昭和三十九年四月十七日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(五通)
請願者 青森県西津軽郡木造町 長 伊藤藤吉外四名
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二〇三五号 昭和三十九年四月二十日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(四通)
請願者 愛知県犬山市大字富岡 字株池一三三城東農業協同組合長 小島告市 外二千五百十八名
紹介議員 森 八三一君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二二一四号 昭和三十九年四月十二日受理
有線放送電話に関する法律並びに關係法令の改正等に関する請願(二十五通)
請願者 福島県相馬市中村字北町九〇相馬市農事放送農業協同組合連合會長 山田登外二十四名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二二一五号 昭和三十九年四月十二日受理
有線放送電話に関する法律並びに關係法令の改正等に関する請願(二十五通)
請願者 熊本市南千反畑町三三熊本県有線放送協議會内 北口龍徳外二十四名

紹介議員 北口 龍徳君 林田 正治君 沢田 一精君 野上 進君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一九七九号 昭和三十九年四月十六日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願
請願者 北海道浦河郡浦河町荻伏二三 工藤一光外三百十八名

紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八〇号 昭和三十九年四月十六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願
請願者 群馬県勢多郡新里村大字新川二、三三九 藪塚泰司外三百六十名
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八一号 昭和三十九年四月十六日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願
請願者 北海道浦河郡浦河町東町二一三 金山滋男外千八十六名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八二号 昭和三十九年四月十六日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願
請願者 群馬県富岡市富岡一四九 桜井ふじの外六百二十八名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八三号 昭和三十九年四月十六日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通)
請願者 宮城県仙台市長町西浦一七四 和田伸一外四百十五名
紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八四号 昭和三十九年四月十六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通)

請願者 北海道芦別市上芦別町

一八八 前平一夫外八十七名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八五号 昭和三十九年四月十六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通)

請願者 茨城県筑波郡筑波町北

条 茂在栄吉外九百六十七名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八六号 昭和三十九年四月十六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通)

請願者 北海道樺戸郡月形町市

北九 児玉庄次郎外千三百七十三名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八七号 昭和三十九年四月十六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

願(五通)

請願者 北海道小樽市東雲町二

三 柿沢初枝外千四百

名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八八号 昭和三十九年四月十六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通)

請願者 新潟県十日町市小泉

馬場晃外千七百二十名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九八九号 昭和三十九年四月十六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通)

請願者 新潟市関屋新町一 岩

波嘉雄外二千四百四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九九〇号 昭和三十九年四月十六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(九通)

請願者 群馬県多野郡鬼石町三

波川 飯塚宏外四千二百四十三名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九九七号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 新潟市流作場九一 三

浦ユキ外三百五十九名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九九八号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道松前郡松前町字

静浦 佐藤勇治外二百三十二名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一九九九号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通)

請願者 北海道常呂郡佐呂間町

幸町 安藤敏外八百八十八名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通)

請願者 群馬県勢多郡新里村山

上 錦松太郎外八百二十七名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

である。

第二〇〇一号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通)

請願者 群馬県佐波郡境町下武

士 福島正三外千一名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇〇二号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通)

請願者 新潟県十日町市新宮

花茂良一外千七百十九名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇〇三号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通)

請願者 新潟県佐波郡畑野町大

字松崎 渡辺勝彦外千二百七十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇〇四号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(六通)

請願者 新潟県村上本町羽黒

口四八三 佐藤三典外千九百九十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇〇五号 昭和三十九年四月十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(十五通)

請願者 新潟県加茂市大字上条

三、七二七ノ三 阿部昭吾外四千六百四十七名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇〇二号 昭和三十九年四月十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町南

一区 斎藤勉外四百九十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇〇二二号 昭和三十九年四月十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通)

請願者 群馬県多野郡新町八、

二二五 小林寅二郎外六百三十一名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇二三号 昭和三十九年四月十八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(一通) 請願者 宮城県仙台市東仙台一 二一ノ二 五十嵐利子 外三百二十六名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	富井康清外二千二百七十九名 紹介議員 武内 五郎君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇二四号 昭和三十九年四月十八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(六通) 請願者 新潟県佐渡郡相川町石 花八〇七 清水岩吉外 千七百八十八名 紹介議員 横川 正市君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇四〇号 昭和三十九年四月二十日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 北海道帯広市西八条北 三ノ二 石橋光太郎外 二百六十一名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇二五号 昭和三十九年四月十八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(六通) 請願者 北海道小樽市高砂町二 ノ四一 和久井幸子外 千百十五名 紹介議員 永岡 光治君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇四二号 昭和三十九年四月二十日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 新潟市東区通四 源川孝外千六百七十八名 紹介議員 千葉 信君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇二六号 昭和三十九年四月十八日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(七通) 請願者 新潟県十日町市宇土市	第二〇四三号 昭和三十九年四月二十日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 群馬県群馬郡箕郷町西 明屋一八ノ二 北原 栄一外五百八十三名 紹介議員 野上 元君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇二七号 昭和三十九年四月二十一日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 群馬県前橋市上泉町二 四ノ二 石井やい子外 三百八十名 紹介議員 野上 元君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇四四号 昭和三十九年四月二十日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通) 請願者 群馬県高崎市大橋町 鈴木芳子外六百七十一名 紹介議員 柴谷 要君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇二八号 昭和三十九年四月二十一日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 北海道美幌市大通南七 丁目 本間ハルエ外五 百名 紹介議員 永岡 光治君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇四五号 昭和三十九年四月二十日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通) 請願者 北海道三笠市幾春別川 向 吉田キク外千三百 八十七名 紹介議員 横川 正市君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇二九号 昭和三十九年四月二十一日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通) 請願者 北海道上川郡美瑛町栄 町八二二 山形政一外 四百二十名 紹介議員 千葉 信君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇四六号 昭和三十九年四月二十日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通) 請願者 群馬県碓氷郡松井田町 新堀一、三九六ノ一	第二〇三〇号 昭和三十九年四月二十一日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 群馬県勢多郡城南村大 字荒子六六七ノ一 高 坂健一郎外二千二百四 十一名 紹介議員 武内 五郎君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇三七号 昭和三十九年四月二十一日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願 請願者 北海道夕張郡長沼町幌 内 塩田義雄外二百三 名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇三八号 昭和三十九年四月二十一日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 新潟県西蒲原郡分水町 字五千石 吉田亀太郎 外八百二名 紹介議員 林 虎雄君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇三九号 昭和三十九年四月二十一日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 新潟県西蒲原郡分水町 字五千石 吉田亀太郎 外八百二名 紹介議員 林 虎雄君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。	第二〇四〇号 昭和三十九年四月二十一日受理 郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通) 請願者 新潟県西蒲原郡分水町 字五千石 吉田亀太郎 外八百二名 紹介議員 林 虎雄君 この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。
---	---	---	---	---	--	---	---	---	--	---	--	---	---	---	---	---	---	---

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二〇八三号 昭和三十九年四月二
十一日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(四通)
請願者 宮城県仙台市南小泉法
領塚上四四 佐藤宗二
良外千八百十二名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇八四号 昭和三十九年四月二
十一日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(四通)
請願者 栃木市本町七ノ一
小野寺章外二千三十九
名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇八五号 昭和三十九年四月二
十一日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(五通)
請願者 北海道滝川市一の坂町
四三 鶴迫和久外千二
百五十八名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇八六号 昭和三十九年四月二
十一日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(五通)
請願者 新潟市青山一、一三二
ノ一 渡辺浩一外千六
百八十八名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇八七号 昭和三十九年四月二
十一日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(十二通)
請願者 新潟県高田市京田 山
口定一郎外三千五百十
九名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇八八号 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願
請願者 群馬県高崎市山名町三
二九 清水満之外百四
十九名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇八九号 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願
請願者 北海道室蘭市御崎町六
三 甲地清外百五十一
名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇九〇号 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(二通)
請願者 宮城県刈田郡七ヶ宿町
関七九 柏良二外四百
四十九名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇九一號 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(二通)
請願者 北海道小樽市入舟町九
ノ七三 藤井武雄外四
百九十名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇九二號 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(二通)
請願者 新潟県北蒲原郡典栄町
長戸呂 高橋八重外七
百二十一

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇九三號 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(八通)
請願者 群馬県伊勢崎市栄町一
二五 大沢芳江外千七
百九十九名

請願者 新潟市古町十三番町
神林弘子外千六百六十四
名

紹介議員 光村 甚助君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇九四號 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(五通)
請願者 新潟市関屋堀割町三ノ
一、八三一 鈴木孝子
外千六百九十九名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇九五號 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(六通)
請願者 北海道深川市一己二十
四 中村マサ子外千
七百九十九名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二〇九六號 昭和三十九年四月二
十二日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請
願(八通)
請願者 群馬県伊勢崎市栄町一
二五 大沢芳江外千七
百九十九名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

である。

第二〇九七號 昭和三十九年四月十
七日受理
特定郵便局舎の整備促進に関する請願
請願者 北海道議会議長 岩本
政一

紹介議員 西田 信一君

北海道の特定郵便局舎のほとんどは、
狭あい、老朽はなはだしく、一般の利
用者にも、執務上にも著しい支障をき
たしており、職員の健康保持の上から
も優慮されているので、公衆の利便と
事務能率の向上を図るため、すみやか
に法的措置を講じ、これが整備促進を
期せられたいとの請願。

理由

現存する特定郵便局は、従来の三
等郵便局の後身であつて、当時、地
方の有力者から任用する局長に、局
の運営に必要な土地、建物、無償提
供させ、これに一定の渡し切り費を
支給するという請負経営形態のもと
に運営されてきたため、その局舎も
適当な建設基準がなかつたので、社
会の推移、発展に伴う郵便事務量の
増加等を考えた増改築が行なわれ
ず、加えてその建築経過年数も、道
内の特定郵便局千四百九十九局につ
て見ると、四十一年以上のもの六十
三局、三十一年以上のもの百八十三
局、二十一年以上のもの二百七十四
局となつており、そのほとんどは、
せまくなるしい上に気象的悪条件によ
りはなはだしく老朽している。

第二〇九八號 昭和三十九年四月二
十一日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便

局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 秋田県平鹿郡平鹿町大字醍醐秋田県醍醐郵便局内 高橋吉郎兵衛外六十七名

紹介議員 松野 孝一君

日本電信電話公社の長期事業計画及び事業合理化に伴い電信電話の委託業務が解除されることになったが、特定郵便局長のこうむる損害に対し、左記の措置を講ぜられたいとの請願。

一 今後委託業務を解除する際は特別手当として百万円を交付すること。

二 これまでに委託業務を解除された特定郵便局長に対しても、さかのぼって、右特別手当を交付すること。

理由

一 電信電話創設当時、特定郵便局長は、施設費、建設費、資材等の大半を私財から寄付、投入し、その経営に努力してきた。現在、電電公社が毎年数百億円に達する黒字をあげているのも、そのかげに全国の特定郵便局長の永年にわたる苦勞があつたからである。

二 特定郵便局の歴史的特殊性も、局長の物心両面にわたる永年の努力もかえりみず、電通合理化の名のもとに委託業務を廃止し、電信電話業務を特定郵便局長の手から分離することは、業務の遂行にも影響するばかりか、局長の社会的分野をせまくする等、その損失はばく大である。

三 特定郵便局長は、たびたび郵政省、電々公社に対し、この補償を

昭和三十九年五月十四日印刷

要求してきたところ、昨年十月三十日、電委一八〇号で電々公社副總裁の通達により、報勞金増額分をあわせて一局平均五万円を業務廃止の際支給されることになったが、これではあまりに低額で、電話交換室の改修費にも達しない。

第二〇七二号 昭和三十九年四月二十一日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 福井県坂井郡金津町滝二二号一〇福井県細呂木郵便局内 中崎良男外百三十五名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二〇九九号 昭和三十九年四月二十二日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 茨城県水海道市菅原町茨城原菅原郵便局内 野中長三郎外九十四名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二一〇〇号 昭和三十九年四月二十二日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡加治川

昭和三十九年五月十五日発行

村新潟県金塚郵便局内 兼田正作外百十八名

第二一〇一号 昭和三十九年四月二十二日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 静岡県周智郡春野町堀之内静岡県大居郵便局内 伊藤是外八十七名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二一二二号 昭和三十九年四月二十二日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡本宮町和歌山県本宮郵便局内 今本規策外六十三名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二一〇三三号 昭和三十九年四月二十二日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 大分県西国東郡真玉町大分県真玉郵便局内 中山伴治外五十四名

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局